

2020年 自治体アンケート 18町村まとめ

医療、福祉、介護などの社会保障制度の施策拡充についてのアンケート集計資料

◆2020年度自治体アンケート

1. 基礎データ	1
①人口②世帯数③65歳以上人口・高齢化率	
④65歳以上が居る世帯率（内独居、高齢者のみ世帯）	
2. 国民健康保険について	
1) 国保加入世帯数	2
2) 滞納世帯数	3
3) 世帯タイプ別保険料	4
イ) 一人平均・世帯平均	5
4) 保険税率（所得割・資産割・均等割り）	6
5) 子ども人数に対する均等割減免について	7
6) 一般会計と国保会計について	8
7) 資格証明書の交付について	9-10
8) 短期保険証の交付状況について	11-12
9) 保険料（税）滞納者への差し押さえについて（2019年度）	13-15
10) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数	16
11) 国民健康保険料（税）減免制度について	17-19
12) 国保44条一部負担金減免制度について	20
13) コロナ関連対策について	21
3. 後期高齢者医療保険料について	22-24
4. 地域医療を守る取り組み	25-31
5. 介護保険および高齢者福祉施策について	
1) 65歳以上の高齢者と介護認定者数の内訳について	32-33
2) 介護保険料・利用料について（境界層措置等）	34-35
3) 低所得者への介護保険料独自減免制度について	36
4) 保険料の独自減免について	37
5) 保険料滞納状況と処分件数について	38
6) 低所得者に対する利用料独自減免措置について	39-40
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について	41
7) 特別養護老人ホームについての実施について	42-43
8) 日常生活支援総合事業について	44-45
9) 地域包括支援センターについて	46
10) 住宅改修受領委任払い制度について	47
11) 福祉用具受領委任払い制度について	
12) 介護慰労金制度について	48
13) 配食サービスについて	49
14) 独居・高齢者世帯等へのゴミ出し援助について	50
15) 住宅改修の助成制度について	51
16) 寝たきりや認知症等の方に対するオムツ等支給制度について	52
17) 介護認定者への障がい者控除認定について	53
18) 高齢者や障がい者の外出支援・買い物支援のための施策について	54-56

19) 身障手帳のない難聴高齢者等に対する補聴器購入への補助・助成制度について	57
20) 要援護者（認知症等）対象の個人損害賠償責任保険	58
21) 介護職員確保・養成・処遇改善に関して独自の制度はありますか	59
6. 子育て支援について	
1) 子どもの医療費助成制度について	60-61
2) 子どもの貧困対策大綱を受けた自立支援計画について	62-64
3) 小中学生の健診結果について（内科・歯科）	65-70
4) 小中学生への給食費の滞納と助成制度について	71
5) 就学援助について	72-75
6) 保育所（園）について	76-82
7) 学童保育について	83
7. 障がい者施策について	
1) 障がい者（児）の手帳交付数と受給者証発行数について	84
2) 65 歳以上の障がい者へのサービスは一律介護保険に移行していますか	85
3) 地域生活支援事業の低所得者への負担軽減について	86
4) 地域生活支援事業の移動支援の利用者数・最多支給時間数・平均支給時間数	87
5) 入院・通院・診療中ノヘルパー付き添いについて	88
6) 身障 4 級・精神 3 級・療育 B 2 への医療費助成について	89
7) 障がい者雇用率について	90
8) コロナ禍に関わって、減収・休廃になった事業所について	91-92
8. 健診事業について	
①健診実績について（特に多い疾患・未受診勧奨含む）	93-101
②任意予防接種への独自助成について	102-103
9. 生活保護について	104-107
①生活保護受給者数	
②受給者の内 65 歳以上の高齢者数	
③受給者の内 18 歳未満の人数	
④受給者の内障がい者手帳所持者数	
⑤生活保護の申請件数と保護件数について	
⑥生活保護担当職員について	
⑦一職員あたりの担当件数	
⑧受給開始時に「通院交通費」申請について説明していますか	
⑨法外援護について	
9. 生活困窮者自立支援事業の進捗状況について	108-110
1) 自立支援事業について	
2) 法定事業等について	
3) 2019 年度中に自立につながったケース	
4) コロナ禍に食事・食料確保困難な相談と提供する仕組みについて	

★笠松町・白川町・白川村からのアンケート回答はありませんでした。

1. 基礎データー

高齢化状況

順位	市町村	a) 総人口	b) 外国人	転入人口	転出人口	c) 65歳 以上人口	高齢化率 (%)	a)総世帯数	b)外国人 世帯数	c) 65歳 以上のみ世 帯	d) c) の内独居 世帯数	転入世帯数	転出世帯数
1	岐南町	25,899	706	1,365	1,059	5,784	22.30%	10,986	501	未把握	未把握	1,384	1,118
2	笠松町												
3	養老町	28,368	626	708	923	9,328	32.88%	10,423	462	-	-	358	342
4	垂井町	27,059	892	893	983	8,190	30.27%	10,587	604	1,053	460	723	799
5	関ヶ原町	6,954	164	-	-	2,713	39.0%	2,730	120	-	-	-	-
6	神戸町	19,040	415	678	738	6,062	31.8%	7,051	329	1,869	854	365	269
7	輪之内町	9,678	439	421	429	2,493	25.8%	3,436	393	595	283	367	336
8	安八町	14,871	323	483	534	4,156	27.9%	5,401	201	2,736	697	255	158
9	揖斐川町	20,715	244	-	-	7,888	38.5%	7,986	180	-	-	-	-
10	大野町	22,820	353	452	593	6,494	28.40%	8,054	278	2,008	944	294	209
11	池田町	23,734	522	719	763	6,716	28.3%	8,446	411	1,997	945	393	262
12	北方町	18,401	525	988	914	4,507	24.49%	7,586	274	1,752	924	711	625
13	坂祝町	8,264	578	500	484	2,159	26.56%	3,383	321	676	320	300	257
14	富加町	5,752	163	134	158	1,752	30.46%	2,038	124	-	-	56	24
15	川辺町	10,146	204	434	498	3,236	31.89%	3,916	141	不明	574	260	202
16	七宗町	3,693	27	90	115	1,694	45.87%	1,441	26	-	-	62	59
17	八百津町	10,814	149	260	247	4,175	38.60%	4,321	71	-	-	118	65
18	白川町												
19	東白川村	2,196	19	46	64	953	43.40%	828	14	316	153	21	18
20	御嵩町	18,279	621	729	514	5,682	31.10%	7,492	455	1,573	707	-	-
21	白川村												
計		276,683	6,970	8,900	9,016	83,982	6	106,105	4,905	14,575	6,861	5,667	4,747

2. 国民健康保険について

1) 国民健康保険加入世帯内訳

国保加入率状況

市町村		総人口	高齢化率	国保加入 世帯数	国保加入者数（年齢階層別内訳）					加入者 割合
					国保加入者数				%	
					総人数	0～14歳	15～64歳	65～74歳		
1	岐南町	-	-	3,210	5,213	487	2,811	1,915	37.0%	-
2	笠松町									
3	養老町	28,368	32.88%	3,865	6,431	326	2,650	3,455	53.7%	22.67%
4	垂井町	27,059	30.27%	3,464	5,503	291	2,204	3,013	54.7%	20.34%
5	関ヶ原町	6,954	39.0%	1,059	1,690	-	-	-	59.1%	24.30%
6	神戸町	19,040	31.8%	2,592	4,320	247	1,761	2,312	53.5%	22.69%
7	輪之内町	9,678	25.8%	1,114	1,854	101	834	907	48.9%	19.16%
8	安八町	14,871	27.9%	1,855	3,074	186	1,323	1,565	51.0%	20.67%
9	揖斐川町	20,715	38.5%	2,962	4,946	246	1,987	2,713	54.85%	23.88%
10	大野町	22,820	28.40%	2,925	4,920	323	2,109	2,488	50.6%	21.56%
11	池田町	23,734	28.3%	2,898	4,761	305	1,986	2,470	51.88%	20.06%
12	北方町	18,401	24.49%	2,502	4,041	344	2,124	1,573	38.9%	21.96%
13	坂祝町	8,264	26.56%	1,115	1,729	90	751	888	51.4%	20.92%
14	富加町	5,752	30.46%	758	1,301	94	557	650	50.0%	22.62%
15	川辺町	10,146	31.89%	1,308	2,146	152	917	1,077	50.2%	21.15%
16	七宗町	3,693	45.87%	610	975	45	359	571	58.60%	26.40%
17	八百津町	10,814	38.6%	1,637	2,605	124	1,045	1,434	-	24.09%
18	白川町									
19	東白川村	2,196	43.4%	329	575	34	249	292	50.8%	26.18%
20	御嵩町	18,279	31.1%	2,487	3,978	200	1,647	2,131	54.0%	21.76%
21	白川村									

2) 国保加入世帯の滞納世帯について

市町村	滞納世帯数	滞納世帯割合	所得別の滞納世帯数							
			100万円未満	滞納割合	100万以上200万未満	滞納割合	200万以上300万未満	滞納割合	300万以上	滞納割合
			この抽出条件では把握していない							
1 岐南町										
2 笠松町										
3 養老町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 垂井町	215	6.20%	-	-	-	-	-	-	-	-
5 関ヶ原町	81	4.79%	51	62.96%	19	23.46%	8	9.88%	3	3.70%
6 神戸町	107	4.10%	67	62.62%	23	21.50%	11	10.28%	6	5.61%
7 輪之内町	157	14.0%	104	66.24%	37	23.57%	6	3.82%	10	6.37%
8 安八町	182	9.81%	把握していない							
9 揖斐川町	166	5.60%	未把握							
10 大野町	170	5.80%	102	60.00%	33	19.41%	20	11.76%	15	8.82%
11 池田町	164	5.65%	算出不可							
12 北方町	292	11.70%	172	58.90%	75	25.68%	22	7.53%	23	7.88%
13 坂祝町	85	7.60%	-	-	-	-	-	-	-	-
14 富加町	40	5.20%	21	52.50%	12	30.00%	3	7.50%	4	10.00%
15 川辺町	96	7.34%	62	64.58%	18	18.75%	9	9.38%	7	7.29%
16 七宗町	16	2.60%	12	75.00%	2	12.50%	1	6.25%	1	6.25%
17 八百津町	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 白川町										
19 東白川村	12	3.60%	3	25.00%	3	25.00%	2	16.67%	4	33.33%
20 御嵩町	356	14.3%	-	-	-	-	-	-	-	-
21 白川村										

資料なし

滞納世帯

3) 2020年度 世帯タイプ別の保険料(税)額と前年度比増減額(円) 増額順

	市町村	①年収400万円4人家族	前年度比増減額	②年収240万円単身者	前年度比増減額	③年金280万円者夫婦	前年度比増減額	④所得300万円自営業3人世帯	前年度比増減額
1	岐南町	386,900	-40,000	170,400	-17,500	150,800	-15,700	380,900	-39,000
2	笠松町								
3	養老町	-	-	-	-	-	-	-	-
4	垂井町	-	395,640	-	175,030	-	153,620	-	391,200
5	関ヶ原町	347,810	17,610	184,800	9,800	187,440	8,480	339,060	18,470
6	神戸町	423,400	0	160,500	0	205,600	0	404,300	0
7	輪之内町	361,054	-31,856	151,626	-14,904	103,336	-8,744	381,126	-35,304
8	安八町	404,900	18,320	176,800	-7,700	161,800	-25,240	390,700	11,600
9	揖斐川町	405,000	0	177,000	0	162,000	0	391,000	0
10	大野町	383,000	0	170,000	0	160,000	0	375,300	0
11	池田町	399,500	26,300	169,200	12,000	137,700	-6,100	382,200	20,600
12	北方町	374,200	9,000	171,300	3,600	148,500	4,300	372,300	7,200
13	坂祝町	357,000	-32,000	156,900	-14,600	159,100	-14,500	349,900	-31,600
14	富加町	346,900	0	152,700	0	139,500	0	334,800	0
15	川辺町	327,500	323,600	143,300	146,100	240,900	128,300	316,700	319,300
16	七宗町	364,860	17,980	292,940	11,020	157,940	6,620	385,940	20,020
17	八百津町	364,100	0	161,900	0	169,500	0	351,900	0
18	白川町								
19	東白川村	333,710	42,910	152,620	18,420	131,230	15,430	317,520	41,320
20	御嵩町	402,400	0	180,800	0	179,300	0	398,100	0
21	白川村								

(イ) 国保料 (税) 額について伺います

市町村	①1人当りの平均保険料		②一世帯当りの平均保険料	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1 岐南町	121,541	114,410	200,582	185,800
2 笠松町				
3 養老町	-	-	-	-
4 垂井町	116,235	115,090	181,480	174,709
5 関ヶ原町	90,398	92,836	148,138	150,127
6 神戸町	97,938	99,893	246,445	244,850
7 輪之内町	103,700	96,600	176,700	160,700
8 安八町	125,401	126,116	198,707	195,452
9 揖斐川町	121,005	118,758	189,334	186,106
10 大野町	101,108	99,407	171,341	167,578
11 池田町	116,445	118,225	195,604	194,227
12 北方町	101,894	98,682	166,931	159,313
13 坂祝町	102,951	98,694	162,618	153,042
14 富加町	114,264	112,546	197,308	193,170
15 川辺町	86,816	85,706	144,285	140,916
16 七宗町	74,740	122,500	81,000	129,600
17 八百津町	112,845	107,896	181,106	171,670
18 白川町				
19 東白川村	84,750	96,245	151,751	168,209
20 御嵩町	103,174	102,293	166,600	163,595
21 白川村				

20) 2019年度 決算調定額420,332,600÷年度平均 世帯2,523 人数4,074

／2020年度 本算定の計407,023,400÷世帯2,488 人数3,979

4) 2020年度 保険税率等について

	市町村	資産割	所得割				資産割				前年度 均等割	均等割金額	前年度 平等割	平等割金額
			料率	医療	後期支援	介護	料率	医療	後期支援	介護				
1	岐南町	×	11.50	6.50	2.60	2.40	0.00	0.00	0.00	0.00	42,360	50,000	45,120	34,000
2	笠松町		0.00				0.00				41,500		32,800	
3	養老町	○	12.98	6.92	3.05	3.01	29.04	19.47	4.52	5.05	49,400	48,300	35,400	41,200
4	垂井町		11.81	8.16	1.84	1.81	0.00	0.00	0.00	0.00	39,200	46,900	31,800	35,500
5	関ヶ原町	○	9.14	5.57	2.07	1.50	31.47	16.30	6.07	9.10	39,200	42,550	33,400	43,000
6	神戸町	×	11.40	6.90	2.40	2.10	-	-	-	-	50,600	67,500	34,000	-
7	輪之内町	×	10.41	6.85	1.95	1.61	なし				48,000	61,200	33,000	なし
8	安八町	×	10.80	6.20	2.30	2.30	0.00	0.00	0.00	0.00	46,100	60,000	30,800	34,200
9	揖斐川町	×	10.80	6.20	2.30	2.30	-	-	-	-	48,200	60,000	40,300	34,200
10	大野町	×	11.14	6.76	1.97	2.41	-	-	-	-	43,908	50,200	30,617	38,300
11	池田町	○	12.00	7.30	2.20	2.50	37.70	34.30	1.30	2.10	47,200	55,000	33,200	45,000
12	北方町	×	11.00	7.00	2.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	47,490	46,500	32,520	33,000
13	坂祝町	×	9.90	5.80	2.40	1.70	-	-	-	-	45,700	45,000	30,400	31,000
14	富加町	○	8.97	5.54	1.71	1.72	42.96	25.08	7.77	10.11	42,500	48,900	38,800	37,800
15	川辺町	-	8.30	5.06	1.90	1.34	0.00	0.00	0.00	0.00	40,000	43,600	37,500	33,400
16	七宗町	×	7.70	4.50	1.70	1.50	0.00	0.00	0.00	0.00	53,700	36,300	20,100	31,300
17	八百津町	○	9.40	5.70	1.90	1.80	50.10	30.00	9.20	10.90	47,800	50,000	33,100	43,000
18	白川町		0.00				0.00				41,300		28,000	
19	東白川村	○	8.10	5.34	1.71	1.05	29.40	20.55	5.70	3.15	56,200	41,200	20,000	34,400
20	御嵩町	×	11.44	7.59	1.99	1.86	0.00	0.00	0.00	0.00	46,800	45,800	34,700	38,000
21	白川村		0.00				0.00				49,200		43,600	

※賦課限度額＝96万円（医療61万+後期支援19万+介護保険分16万）

5) 子ども人数に対する均等割り減額・免除の制度はありますか (ある○・ない×・検討中△)

	市町村	均等割り 減免	実施自治体の内容
1	岐南町	×	
2	笠松町		
3	養老町	×	
4	垂井町	×	
5	関ヶ原町	×	
6	神戸町	×	
7	輪之内町	×	
8	安八町	×	
9	揖斐川町	×	
10	大野町	×	
11	池田町	×	
12	北方町	×	
13	坂祝町	×	
14	富加町	×	
15	川辺町	×	
16	七宗町	×	
17	八百津町	×	
18	白川町		
19	東白川村	×	
20	御嵩町	×	
21	白川村		

6) 一般会計と国保会計について

①国保料(税)に係る法定外繰り入れをしていますが () 円 ・ 2019年度予算額 () 円 ・ していない

②() している・・2018年度決算額 () 円 ・ していない

③国保財政調整基金の金額はいくらですか。

④2019年度保険料抑制に基金を繰り入れましたか。

⑤2018年度単年度の国保会計の収支を教えてください

⑥保険者努力支援金交付額

⑦前期高齢者調整交付金額・・・全て県に交付されている交付金

⑧福祉医療費窓口無料に伴うペナルティ金(市町村分)

	市町村	①繰入	②2019法定外繰入決算額		一世帯当 繰入額	2020法定外繰入 予算額	一世帯当 繰入額	③国保調整基金	④保険料抑制に 基金繰入額	⑤2019国保収支	⑥保険者努力支援金		⑦ペナルティ
			入	入							市町村交付	県交付	
1	岐南町	×						100,245,000	×	8,692,375	8,003,000	-	12,098,422
2	笠松町							-	-	-	-	-	-
3	養老町	×						324,817,026	×	325,007,165	6,625,000	1,423,000	12,885,618
4	垂井町	×						122,735,996	×	23,755,296	2,371,000	649,000	4,537,992
5	関ヶ原町	×						34,800,000	×	19,483,151	6,394,000	-	14,433,345
6	神戸町	○	7,899,345	2,961	2,854	7,400,000	2,854	167,574,000	15,000,000	26,970,767	0	2,719,000	-
7	輪之内町	○	2,564,000	2,295	2,141	2,388,000	2,141	211,558,371	×	55,376,108	5,174,000	不明	11,310,029
8	安八町	×						-	×	-	-	6,973,000	10,783,407
9	揖斐川町	×						351,978,676	×	63,690,656	7,386,000	7,386,000	13,028,000
10	大野町	×						324,062,785	-	122,893,201	6,616,000	-	13,850,000
11	池田町	×						202,755,583	×	20,832,142	-	6,157,000	0
12	北方町	×						316,030,970	×	26,905,268	2,634,000	719,290,000	5,672,585
13	坂祝町	×						78,913,043	×	26,976,685	2,030,000	0	4,628,574
14	富加町	×						323,510,477	×	31,756,632	730,000	3,400,000	5,547,929
15	川辺町	×						121,199,621	×	28,275,560	363,000	1,688,000	-
16	七宗町	-	-	-	-	-	-	210,090,595	×	18,367,019	-	6,138,000	-
17	八百津町	×											
18	白川町							866,000	10,258,000	31,993,864	1,075,000	-	1,851,000
19	東白川村	○	0	0	30,990	10,258,000	30,990	286,627,222	×	25,389,340	7,111,000	12,596,000	-
20	御嵩町	×											
21	白川村												
	計	3	10,463,345	5,256	35,985	20,046,000	35,985	3,177,765,365	25,258,000	856,365,229	56,512,000	768,419,000	110,626,901

2. 国民健康保険制度について

7) 資格証明書の交付状況について

- ①資格証明書は発行していますか。／一人親家庭・障がい者に対する発行数
②資格証明書発行の場合、発行にあたって面談を実施していますか。

	市町村	公布の有無	発行世帯数	前年比	一人親	障がい者	外国人	必ず面談	面談無発行	その他
					未把握					
1	岐南町	○	345	-79					○	
2	笠松町									
3	養老町	×	-	-	-	-	-	-	-	-
4	垂井町	×	-	19	-	-	-	-	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-	-	-	-	-	-	-
6	神戸町	○	1	-163	0	0	0		○	
7	輪之内町	×	-	-	0	0	0	-	-	-
8	安八町	○	1	-39	0	0	0	○		
9	揖斐川町	○	0	-18	-	-	-	○		
10	大野町	○	6	-14	0	0	1		○	
11	池田町	×	-	-	-	-	-	-	-	-
12	北方町	○	52	21	3	0	5		○	
13	坂祝町	○	1	-18	0	0	0		○	
14	富加町	×	-	-	0	0	0	-	-	-
15	川辺町	○	11	-19	0	0	2	○		
16	七宗町	○	1	-31	0	0	0	-	-	-
17	八百津町	×	-	-	-	-	-	-	-	-
18	白川町									
19	東白川村	×	-	-	-	-	-	-	-	-
20	御嵩町	×	-	-	-	-	-	-	-	-
21	白川村									
	計	9	418	-341	3	0	8	3	5	0

③資格証明書発行条件は。

市町村		資格証明書発行条件
1	岐南町	過年度に滞納がある場合等
2	笠松町	
3	養老町	-
4	垂井町	-
5	関ヶ原町	昨年度回答と同じ
6	神戸町	12カ月以上の滞納があり、納税意欲に乏しいもの。(昨年度回答と同じ)
7	輪之内町	-
8	安八町	-
9	揖斐川町	昨年度回答と同じ
10	大野町	・通知しても連絡がない。
11	池田町	・昨年度回答と同じ。
12	北方町	昨年度回答と同じ
13	坂祝町	昨年度回答と同じ
14	富加町	・滞納が1年以上あり、弁明書の送付、臨戸等を行っても交渉する意思のない方。
15	川辺町	・納付相談等に応じない世帯 ・納付約束を履行しない世帯 ・負担能力があると認められる世帯 ・滞納処分を免れようとする世帯
16	七宗町	-
17	八百津町	-
18	白川町	
19	東白川村	・納付相談において取り決めた納付方法に誠意をもって履行していない世帯。
20	御嵩町	・納付できない事情がない。 ・納期限の翌日から起算して1年を経過しても納付されていない。
21	白川村	

2. 国民健康保険制度について

(8) 短期保険証の交付状況

①有効期間別保険証の発行数

市町村	短期保険証有効期間										短期証発行数	
	1ヶ月証		3ヶ月証		6ヶ月証		その他				総数	65歳以上
	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上	総数	65以上		
1 岐南町	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
2 笠松町												
3 養老町	133	0	71	0	105	0	0	0	0	0	309	0
4 垂井町	228	-	-	-	-	-	-	-	-	-	228	-
5 関ヶ原町	17	9	7	0	1	0	-	-	-	-	25	9
6 神戸町	19	3	15	10	2	0	75	19	111	32		
7 輪之内町	0	0	44	20	0	0	0	0	44	20		
8 安八町	103	26	-	-	-	-	-	-	103	26		
9 揖斐川町	154	31	-	-	9	-	-	-	163	31		
10 大野町	89	21	3	4	0	0	26	8	118	33		
11 池田町	59	-	-	-	-	-	-	-	59	-		
12 北方町	281	52	10	2	13	2	-	-	304	56		
13 坂祝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
14 富加町	-	-	-	-	-	-	45	9	45	9		
15 川辺町	0	0	22	4	0	0	0	0	22	4		
16 七宗町	4	1	1	0	2	0	0	0	7	1		
17 八百津町	0	-	35	-	5	1	-	-	40	1		
18 白川町												
19 東白川村	2	2	0	0	0	0	-	-	2	2		
20 御嵩町	18	6	48	14	21	1	-	-	87	21		
21 白川村												
計	1,144	151	256	54	158	4	146	36	1,704	245		

9) 揖斐川町：高校生以下は6ヵ月

10) 大野町：その他総数のうち2ヶ月25人, 4ヶ月

②短期保険証の方から、窓口負担金払いが困難との相談はありましたか
 ③「あった」の回答した自治体に伺います

	市町村	②相談 有無	③相談 件数	生保移 行件数	国保44 条適用
1	岐南町	×	-	-	-
2	笠松町				
3	養老町	×	-	-	-
4	垂井町	×	-	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-	-
6	神戸町	×	-	-	-
7	輪之内町	×	-	-	-
8	安八町	○	1	0	0
9	揖斐川町	×	-	-	-
10	大野町	×	-	-	-
11	池田町	×	-	-	-
12	北方町	×	-	-	-
13	坂祝町	×	-	-	-
14	富加町	×	-	-	-
15	川辺町	×	-	-	-
16	七宗町	×	-	-	-
17	八百津町	×	-	-	-
18	白川町				
19	東白川村	×	-	-	-
20	御嵩町	×	-	-	-
21	白川村				
2019計		1	1	0	0

2. 国民健康保険について

9) 保険料(税)滞納者への差押について(2019年度)

①滞納整理について「整理マニュアル」をお持ちですか

「整理マニュアル」がある自治体に伺います

: 情報公開していますか

②予告通知書発行数

⑦年金支給日、児童手当支給日に差し押さえしたことがありますか

	市町村	①整理マ ニュアル	マニュアル情 報公開	⑦年金児童手 当支給日差押	②予告通知件 数	対前年比
1	岐南町	×	×	×	92	30
2	笠松町					
3	養老町	×	-	×	4	-
4	垂井町	×	-	×	-	-
5	関ヶ原町	×	-	×	0	-
6	神戸町	○	×	×	23	23
7	輪之内町	○	×	×	9	-
8	安八町	○	×	×	0	-185
9	揖斐川町	×	-	×	22	-331
10	大野町	×	-	×	68	-1,631
11	池田町	×	-	×	-	-
12	北方町	×	-	×	800	636
13	坂祝町	○	×	×	0	-133
14	富加町	○	×	×	236	114
15	川辺町	○	×	×	50	50
16	七宗町	×	-	○	1	-3,486
17	八百津町	○	○	○	73	-193
18	白川町					
19	東白川村	×	-	×	0	830
20	御嵩町	○	-	○	不明	-
21	白川村					
	計	8	1	3	1,378	-4,276

9) 保険料(税)滞納者への差押について(2019年度)

③滞納による資産差し押さえの実世帯数

④差押え内訳件数

⑤換価し滞納金に充当した実件数と金額

⑤換価し滞納金に充当した金額														
④差し押さえ件数 ※ () 昨年比														
市町村	不動産	預貯金	生命	給与	年金	売却金	税還付金	その他	総件数	前年比増減	③実世帯数	総額	件数	金額
1 岐南町	0	89(- 258)	0	2	0	1	0	-	92	-255	92	7,622,202	92	7,622,202
2 笠松町														
3 養老町	1(- 1)	6(- 6)	6(+ 3)	1(- 2)	3(+ 3)	-	5(+ 5)	-	22	2	14	5,984,615	18	1,934,735
4 垂井町	0 (- 14)	11 (- 120)	0 (- 7)	1 (- 22)	0(+ 0)	0(- 1)	0(- 1)	-	12	165	12	359,174	12	359,174
5 関ヶ原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
6 神戸町	-	10 (+ 6)	-	-	-	-	6(+ 6)	-	16	10	16	628,634	16	628,634
7 輪之内町	0	2	0	0	0	1	0	-	3	-	3	259,374	6	226,485
8 安八町	0(+ 0)	10(+ 10)	0(+ 0)	0(+ 0)	0(+ 0)	0(+ 0)	2(+ 2)	-	12	12	12	1,478,002	12	1,478,002
9 揖斐川町	-	-	-	-	-	-	1(+ 1)	-	1	-147	1	15,900	0	0
10 大野町	-	2 (- 7)	-	-	-	-	-	-	2	-154	2	1,091	4	168,891
11 池田町	1 (+ 1)	8(- 216)	-	-	-	-	7(+ 7)	-	16	-267	11	1,209,289	16	1,209,289
12 北方町	-	104(+ 18)	1(+ 1)	1(+ 1)	-	-	-	-	106	20	106	4,234,676	106	4,234,676
13 坂祝町	0 (0)	10 (- 170)	0(- 14)	0(+ 0)	0(+ 0)	0(+ 0)	0(+ 0)	-	10	-184	10	182,858	10	182,858
14 富加町	0 (0)	2 (- 241)	0 (- 3)	3 (- 354)	6 (- 87)	-	-	-	11	-707	4	613,400	0	0
15 川辺町	1 (+ 1)	2 (- 48)	4 (+ 4)	2 (- 4)	1 (- 1)	-	-	-	10	-48	10	1,101,218	0	-
16 七宗町	-	1(- 146)	-	-	-	-	-	-	1	-184	1	13,543	1	13,543
17 八百津町	0(+ 0)	7 (- 55)	3 (± 0)	0(± 0)	8 (+ 7)	0(± 0)	5(+ 5)	-	23	-42	29	2,529,245	-	-
18 白川町	0	8 (+ 8)	0	0	0	0	0	-	-	8	-	-	-	-
19 東白川村														
20 御嵩町	0 (- 2)	9 (- 10)	0(- 3)	16 (+ 16)	11(+ 11)	0(± 0)	2(+ 2)	-	38	14	38	1,471,371	38	1,014,335
21 白川村														
計	3	279	14	26	29	2	28	0	375	-1,757	361	27,704,592	331	19,072,824

9) 保険料 (税) 滞納者への差し押さえについて

⑧差し押さえ禁止財産に対する具体的な金額基準について教えてください。

	市町村	差し押さえ禁止財産に対する金額基準について教えてください。
1	岐南町	
2	笠松町	
3	養老町	・ 国税徴収法第76条①～③の規定による。
4	垂井町	・ 滞納者本人につき10万円と滞納者と生計を一にする親族1人につき4万5千円との合計額。但し、世帯収入を考慮し、この限りではない場合もある。
5	関ヶ原町	・ 昨年度回答と同じ
6	神戸町	・ 昨年度回答と同じ
7	輪之内町	・ 給与口座の預貯金を差し押さえる場合、本人10万円、家族一人当たり4万5千円は生活資金として残し、残金を差し押さえる。
8	安八町	・ 法令通り (国税徴収法第76条)
9	揖斐川町	
10	大野町	・ 禁止財産のみならず、その他預金債権に関する出入金状況も含めた調査結果の詳細、滞納者の収入・生活状況や誠実な納付意思の有無、関係法令の規定などについて充分な調査を行い、これらの結果にもとづいて判断を行う。
11	池田町	・ 原資が年金・児童手当等であることが明白である場合は、執行を差し控えている。(時期・金額等で勘案)
12	北方町	・ 昨年度回答と同じ
13	坂祝町	・ 差し押さえ禁止財産の差し押さえはしない。
14	富加町	・ 差し押さえ禁止財産には配慮しており、年金は取り立てを1週間ほど保留している。
15	川辺町	・ 国税徴収法ほか法令による
16	七宗町	・ 給与・年金-国税徴収法第76条の例により計算する。／生活保護・児童手当-全額差押禁止／それ以外は、特に、基準を設けていない。
17	八百津町	・ 昨年度回答と同じ
18	白川町	
19	東白川村	・ 生活保護基準以下は差し押さえしない。
20	御嵩町	・ 昨年度回答と同じ
21	白川村	

(9) 保険料(税)滞納者への差し押さえについて

⑥滞納処分停止実施件数と金額

	市町村	⑥滞納処分停止件数と金額					
		件数	金額	無財産	生活困窮世帯	内生保世帯	所在不明
1	岐南町	70	5,284,554	31 1,363,400	21 2,200,003	21 2,200,003	18 1,721,151
2	笠松町						
3	養老町	39	7,024,782	2 418,000	6 3,583,882	6 2,881,633	31 3,022,900
4	垂井町	16	5,680,723	0 0	6 4,664,800	-	10 1,015,923
5	関ヶ原町	0	0	-	-	-	-
6	神戸町	15	686,200	-	-	-	15 686,200
7	輪之内町	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0
8	安八町	0	0	-	-	-	-
9	揖斐川町	0	0	-	-	-	-
10	大野町	1	268,300	1 268,300	-	-	-
11	池田町	0	0	-	-	-	-
12	北方町	11	721,882	0 -	11 721,882	8 458,082	0 0
13	坂祝町	0	0	-	-	-	-
14	富加町	2	214,400	-	-	-	2 24,400
15	川辺町	3	3,065,300	-	2 2,331,200	2 2,331,200	1 734,100
16	七宗町	4	1,340,500	1 220,900	2 1,049,700	0 0	1 69,900
17	八百津町	61	1,930,219	1 410,836	0 0	1 410,836	0 0
18	白川町						
19	東白川村	-	-	-	-	-	-
20	御嵩町	6	-	2 305,400	4 758,700	4 758,700	-
21	白川村						
計		228	26,216,860	38 2,986,836	52 15,310,167	42 9,040,454	78 7,274,574

2. 国民健康保険について

(10) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数

①留め置き人数

②未交付人数

③その他

※() 昨年比

市町村	①留め置き人数		②未交付人数		その他・留め置き理由
	人数	年月日	人数	年月日	
1 岐南町	92(+ 92)	8/1現在	0	8/1現在	-
2 笠松町					
3 養老町	0(± 0)	8/1現在	11(+ 11)	8/1現在	資格証明書の交付を令和元年度より行っていないため旧資格証明書交付者には保険証の交付がされていない。※納税相談による交付が条件
4 垂井町	55(- 7)	8/1現在	0	8/1現在	-
5 関ヶ原町	14(- 14)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	通知してもとりにこない(主 外国人の
6 神戸町	4(- 25)	8/1現在	46(+ 40)	8/1現在	①所在不明など ②納付相談に応じないため
7 輪之内町	0(- 10)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	
8 安八町	0(- 11)	8/1現在	0(- 1)	8/1現在	-
9 揖斐川町	0(± 0)	8/1現在	1(+ 1)	8/1現在	居所不明なため
10 大野町	9(+ 9)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	郵送したが返戻された。
11 池田町	2(+ 2)	8/1現在	2(- 199)	8/1現在	本人に通知するも未交付
12 北方町	0(- 26)	8/1現在	0(- 96)	8/1現在	-
13 坂祝町	0(± 0)	8/1現在	10(+ 10)	8/1現在	納付相談に来庁するよう通知したが、未交付のため。
14 富加町	0(- 229)	8/1現在	3	8/1現在	納付相談に応じない等、面談していないため
15 川辺町	11(- 4)	8/1現在	0	8/1現在	-
16 七宗町	0(- 42)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	-
17 八百津町	6(+ 6)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	窓口で納税相談後に交付することとしているが、相談に来ない
18 白川町					
19 東白川村	0(± 0)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	-
20 御嵩町	0(- 3)	8/1現在	0(± 0)	8/1現在	-
21 白川村					
2019計	193		73		

9) 保険料 (税) 滞納者への差し押さえについて

⑧差し押さえ禁止財産に対する具体的な金額基準について教えてください。

	市町村	差し押さえ禁止財産に対する金額基準について教えてください。
1	岐南町	-
2	笠松町	
3	養老町	・ 国税徴収法第76条①～③の規定による。
4	垂井町	滞納者本人につき10万円と滞納者と生計を一にする親族1人につき4万5千円との合計額。但し、世帯収入を考慮し、この限りではない場合もある。
5	関ヶ原町	昨年度回答と同じ
6	神戸町	昨年度回答と同じ
7	輪之内町	給与口座の預貯金を差し押さえる場合、本人10万円、家族一人当たり4万5千円は生活資金として残り、残金を差し押さえる。
8	安八町	法令通り (国税徴収法第76条)
9	揖斐川町	-
10	大野町	・ 禁止財産のみならず、その他預金債権に関する出入金状況も含めた調査結果の詳細、滞納者の収入・生活状況や誠実な納付意思の有無、関係法令の規定などについて十分な調査を行い、これらの結果にもとづいて判断を行う。
11	池田町	原資が年金・児童手当等であることが明白である場合は、執行を差し控えている。(時期・金額等で勘案)
12	北方町	昨年度回答と同じ
13	坂祝町	・ 差し押さえ禁止財産の差し押さえはしない。
14	富加町	・ 差し押さえ禁止財産には配慮しており、年金は取り立てを1週間ほど保留している。
15	川辺町	国税徴収法ほか法令による
16	七宗町	給与・年金-国税徴収法第76条の例により計算する。／生活保護・児童手当-全額差押禁止／それ以外は、特に、基準を設けていない。
17	八百津町	昨年度回答と同じ
18	白川町	
19	東白川村	・ 生活保護基準以下は差し押さえしない。
20	御嵩町	昨年度回答と同じ
21	白川村	

(11) 2019年度「国民健康保険料」減免制度について

①2019年度政令減免実績

	市町村	①政令減免世帯数			総数	前年度	国保世帯数	国保世帯に占める割合
		7割	5割	2割				
1	岐南町	842	444	317	1,603	5,109	3,210	49.94%
2	笠松町					1,686		
3	養老町	987	670	533	2,190	2,620	3,865	56.66%
4	垂井町	720	682	525	1,927	10,791	3,464	55.63%
5	関ヶ原町	320	369	305	994	3,002	1,059	93.86%
6	神戸町	577	450	378	1,405	2,499	2,592	54.21%
7	輪之内町	257	181	152	590	2,209	1,114	52.96%
8	安八町	413	313	228	954	4,196	1,855	51.43%
9	揖斐川町	792	506	396	1,694	3,799	2,962	57.19%
10	大野町	689	476	390	1,555	7,943	2,925	53.16%
11	池田町	693	494	407	1,594	31,999	2,898	55.00%
12	北方町	676	359	292	1,327	2,407	2,502	53.04%
13	坂祝町	235	135	115	485	5,199	1,115	43.50%
14	富加町	172	113	85	370	6,346	758	48.81%
15	川辺町	281	232	185	698	3,252	1,308	53.36%
16	七宗町	153	114	80	347	1,783	610	56.89%
17	八百津町	425	294	233	952	3,365	1,637	58.16%
18	白川町					9,680		
19	東白川村	-	-	-	-	6,063	329	-
20	御嵩町	588	476	355	1,419	6,605	2,487	
21	白川村							
	計	8820	6308	4976	20,104	120,553	36,690	54.79%

(11) 2019年度「国民健康保険料」減免制度について

③適用条件で当てはまるもの。
④2019年度条例減免軽減世帯数

市町村	③条例減免制度		④適用条件										その他
	有無	④2019実績数	天災	失業	事業休業止	借金	高齢者	一人親	障がい者	所得激減	低所得	長期疾病	
1 岐南町	○	6	○	○	○				○				
2 笠松町													
3 養老町	○	-	○	○	○					○	○		旧扶養者、生活保護
4 垂井町	○	-	○							○			
5 関ヶ原町	○	-	○										
6 神戸町	○	0	○										特別の事由があるもの
7 輪之内町	○	0	○	○	○				○	○	○		拘禁中、旧被扶養者にかかる減免
8 安八町	○	-	○	○	○								
9 揖斐川町	○	0	○							○			国民健康保険法第59条に該当したとき
10 大野町	○	0											
11 池田町	○	-	○										拘禁されたとき
12 北方町	○	69	○	○						○			
13 坂祝町	○	-	○										
14 富加町	○	-	○							○			国民健康保険法第59条に該当したとき
15 川辺町	○	-	○	○	○								国民健康保険法第59条に該当したとき
16 七宗町	○	-	○	○									
17 八百津町	-	-	-	-	-				-	-	-	-	
18 白川町		0											
19 東白川村													
20 御嵩町	○	1	○	○	○		○			○	○		少年院、刑事施設等に収容されている
21 白川村		1											
計	16	77	151	8	6	0	1	0	2	7	3	0	

7) 輪之内町：低所得三生活保護基準1以下

市町村		条例減免区分と軽減割合
1 岐南町	・ 災害等世帯・生活が著しく困難となった世帯・休業、廃業世帯・所得の減少世帯	前年の所得等に応じて軽減割合判定
2 笠松町		
3 養老町	別紙のとおり	
4 垂井町		-
5 関ヶ原町		-
6 神戸町		-
7 輪之内町	拘禁中(全額)・天災(全焼全額・半焼75%・床上浸水50%)・前年所得400万円以下で所得見込額が前年所得額の2分の1に減少したとき(80%～50%)	
8 安八町		-
9 埴斐川町	「埴斐川町国民健康保険税取扱要綱」に規定	
10 大野町		-
11 池田町		-
12 北方町	別紙要綱のとおり	
13 坂祝町	・ 各務原市国保料減免規則の通り	
14 富加町	国民健康保険税免除取扱規則による	
15 川辺町	●天災:全額(全焼), 50%以内(半焼), 25%以内(床上浸水) ●失業・廃業:所得割額のみ ●59条該当被保険者の拘禁等期間中の所得割額と均等割額	
16 七宗町	(天災)全焼100% 半焼50% 床上浸水25% (失業)20%	
17 八百津町		-
18 白川町		
19 東白川村	天災:10分の5, 10分の3, 10分の10 失業休廃止:所得割の免除 長期疾病:所得割の免除	
20 御嵩町		-
21 白川村		

※1

1 2) 国民健康保険法第44条の一部負担金減免制度について。

①減免実施要綱はありますか。

②実施の根拠と外来対応

③周知方法

④2019年度減免実績

実地の根拠／対象とする一部負担金／「別制度で対応」の具体的内容

○ (入院のみ) ・ ◎ (入院・外来)

市町村	①有無	②実施の根拠			入・外	③周知徹底方法					④2019年度減免実績		
		条例	規則	要綱		窓口チラシ	広 報	医療機関	HP	その他	相談件数	利用件数	減免金額
1 岐南町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 笠松町													
3 養老町	○			○	入・外	○					0	0	0
4 垂井町	○			○	外来				○		0	0	0
5 関ヶ原町	×			○	-		○		○		0	-	-
6 神戸町	○			○	入・外				○		0	0	0
7 輪之内町	○			○	入院	○					0	0	0
8 安八町	○			○	入・外				○		0	0	0
9 揖斐川町	○			○	入・外	○			○		0	0	0
10 大野町	○			○	入・外	-	-	-	-	-	0	0	0
11 池田町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
12 北方町	○			○	入院				○		0	0	0
13 坂祝町	○		○		入・外					○	0	0	0
14 富加町	○			○	入院				○		0	0	0
15 川辺町	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 七宗町	○			○	入・外	○					0	0	0
17 八百津町	○			○	入・外				○		0	0	0
18 白川町													
19 東白川村	○			○	入・外					○	0	0	0
20 御嵩町	○			○	入・外				○		0	0	0
21 白川村													
計	14	0	1	14	入13.外11	4	1	0	9	2	0	0	0

★14市が入院・外来対応

2. 国民健康保険について

(13) コロナ関連対策について伺います

- ①ア) 自営業・フリーランスの被保険者も対象にしていますか
イ) 対象としている自治体に伺います

市町村	自営業・フリーランス		対象としている自治体に伺います／予算と内容について具体的に教えてください
	単独対応	対象とせず	
1 岐南町		○	-
2 笠松町			-
3 養老町		○	-
4 垂井町		○	-
5 関ヶ原町		○	-
6 神戸町		○	-
7 輪之内町	○		令和2年度予算額:675,000円／対象者:国民健康保険被保険者
8 安八町		○	-
9 揖斐川町		○	-
10 大野町		○	-
11 池田町		○	-
12 北方町		○	国の示す基準を満たす場合に支給する
13 坂祝町		○	-
14 富加町		○	-
15 川辺町		○	-
16 七宗町		○	-
17 八百津町		○	-
18 白川町			-
19 東白川村		○	-
20 御嵩町		○	-
21 白川村			-
計	1	17	

3. 後期高齢者医療保険料について伺います

1) 被保険者の現状について

①被保険者数 ②滞納者実数 ③短期保険証交付数 ④滞納差押実人数

	市町村	①被保険者数	②滞納者実数	滞納率	③短期保険証交付人数	④滞納資産 差押実人数	差押割合
1	岐南町	2,886	96	3.33%	39	0	0
2	笠松町						
3	養老町	4,410	35	0.79%	13	0	0.00%
4	垂井町	4,120	5	0.12%	5	0	0.00%
5	関ヶ原町	1,398	6	0.43%	0	0	0.00%
6	神戸町	2,988	34	1.14%	3	0	0.00%
7	輪之内町	1,148	4	0.35%	1	0	0.00%
8	安八町	2,022	7	0.35%	7	0	0.00%
9	揖斐川町	4,192	19	0.45%	5	0	0.00%
10	大野町	3,155	26	0.82%	8	2	7.69%
11	池田町	3,342	10	0.30%	1	0	0.00%
12	北方町	2,205	24	1.09%	8	1	4.17%
13	坂祝町	986	2	0.20%	2	0	0.00%
14	富加町	872	3	0.34%	0	0	0.00%
15	川辺町	1,747	0	0.00%	0	0	-
16	七宗町	980	0	0.00%	0	0	#DIV/0!
17	八百津町	2,312	14	0.61%	3	0	0.00%
18	白川町						
19	東白川村	589	0	0.00%	0	0	0.00%
20	御嵩町	2,831	8	0.28%	6	0	0.00%
21	白川村						
合計		42,183	293	0.69%	101	3	1.02%

2) 2019年度特例軽減縮小・廃止の影響を受ける対象者数について
元被扶養者均等割り軽減5割→2割軽減・5割→軽減無、
低所得者均等割り軽減

	市町村	5割→2割	5割→軽減無	低所得者9割→8割
1	岐南町	3	19	498
2	笠松町			
3	養老町	-	-	-
4	垂井町	-	-	-
5	関ヶ原町	-	-	-
6	神戸町	0	2	359
7	輪之内町	1	9	176
8	安八町	7	109	293
9	揖斐川町	1	2	742
10	大野町	2	12	6
11	池田町	12	120	541
12	北方町	0	5	433
13	坂祝町	0	5	157
14	富加町	-	-	-
15	川辺町	0	4	262
16	七宗町	-	-	-
17	八百津町	18	8	303
18	白川町			
19	東白川村	-	-	-
20	御嵩町	-	-	-
21	白川村			
	合計	44	295	3,770

8割→7割

2割, 軽減なし(0割), (8割→7割)

3) 2019年度所得基準額変更の影響を受ける対象者数

・均等割5割軽減 ・均等割り2割軽減

	市町村	27.5万円 ⇒28万円	50万円 ⇒51万円	
1	岐南町	4	1	
2	笠松町			
3	養老町	-	-	
4	垂井町	-	-	
5	関ヶ原町	-	-	
6	神戸町	17	7	
7	輪之内町	5	5	
8	安八町	245	210	
9	揖斐川町	13	14	
10	大野町	16	36	
11	池田町	19	15	28万円→28.5万円
12	北方町	6	13	28万→28.5万円, 51万→52万円
13	坂祝町	0	0	28万→28.5万円, 51万→52万円
14	富加町	-	-	
15	川辺町	4	2	
16	七宗町	-	-	
17	八百津町	-	-	
18	白川町			
19	東白川村	-	-	
20	御嵩町	-	-	
21	白川村			
	合計	329	303	

4. 地域医療を守る取り組みについて

1) 公立・公的病院の再編統合について

①貴自治体に公立・公的病院はありますか

②再編統合計画により地域医療にどのような影響がありますか（○良い影響×悪い影響△わからない）

	市	①公立・公的病院	②地域医療への影響	具体的な内容
1	岐南町	×	わからない	-
2	笠松町			
3	養老町	○	悪い影響	病床数が減少するため
4	垂井町	×	わからない	-
5	関ヶ原町	×（診療所のみ）	-	-
6	神戸町	×	良い／わからない	良：近隣市町に統合された総合病院の設置計画がある。近くなので地域の医療機関と連携が取りやすくなるのではないかと。 わからない：地域医療機関と再編統合病院がどのような連携体制をとるのか不明。
7	輪之内町	×	悪い影響	訪問診療を担う医療機関が足りない。緊急時の入院等の連携
8	安八町	×	わからない	-
9	揖斐川町	×	わからない	-
10	大野町	×	-	-
11	池田町	×	悪い影響	統合により、患者の入院先の受皿が減ってしまう。
12	北方町	×	-	-
13	坂祝町	×	-	-
14	富加町	×	-	-
15	川辺町	×	悪い影響	地域医療体制が弱くなる
16	七宗町	×	-	感染症や、災害等の不測の事態への対処法が不明
17	八百津町	×	わからない	病院の統合により医療難民の発生がどの程度になるのか予測できない
18	白川町			
19	東白川村	×(診療所はあり)	悪い影響	最寄りに医療機関がなくなる
20	御嵩町	×	-	-
21	白川村			
計		1	良1, 悪5, わ6	

4. 地域医療を守る取り組みについて

1) 公立・公的病院の再編統合について

(A) 公立・公的病院がある自治体に伺います

	市	①公立病院		公的病院		②再検 証要請	③再編統 合計画	住民へ の周知	周知 方法	④コロ ナ影響
		病院名	病床数	病院名	病床数					
1	岐南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	笠松町									
3	養老町	-	-	西美濃厚生病院	315	○	○	-	-	×
4	垂井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	関ヶ原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	神戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	輪之内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	安八町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	揖斐川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	大野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	池田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	北方町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	坂祝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	川辺町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	七宗町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	白川町									
19	東白川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	御嵩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	白川村									
計		0	0	1	315	1	1	0	0	0

4. 地域医療を守る取り組みについて

1) 公立・公的病院の再編統合について

(A) 公立・公的病院がある自治体に伺います

⑤コロナ感染拡大による再編統合計画への影響が「ある」自治体：今後の課題

⑥治療対応する上で不足している診療科と医師数を教えてください

	市	⑥不足診療科	不足医師数	⑤コロナによる計画への影響がある自治体の今後の課題
1	岐南町	-	-	-
2	笠松町			
3	養老町	-	-	-
4	垂井町	-	-	-
5	関ヶ原町	-	-	-
6	神戸町	-	-	-
7	輪之内町	-	-	-
8	安八町	-	-	-
9	揖斐川町	精神科	-	-
10	大野町	-	-	-
11	池田町	-	-	-
12	北方町	-	-	-
13	坂祝町	-	-	-
14	富加町	-	-	-
15	川辺町	-	-	-
16	七宗町	-	-	-
17	八百津町	-	-	-
18	白川町			
19	東白川村	-	-	-
20	御嵩町	-	-	-
21	白川村			
	計	1	0	

4. 地域医療を守る取り組みについて

1) 公立・公的病院の再編統合について

(B) 公立・公的病院の無い自治体に伺います

①入院や救急対応を担う民間病院は地域内にありますか

⑥治療対応する上で不足している診療科と医師数を教えてください

	市	有無	他自治体病院	再編統合影響
1	岐南町	依拠	松波総合病院	△
2	笠松町			
3	養老町	○	西美濃厚生病院	△
4	垂井町	○	博愛会病院	△
5	関ヶ原町	-	-	-
6	神戸町	依拠	大垣徳洲会病院	△
7	輪之内町	依拠	大垣市民病院	○
8	安八町	○	-	△
9	揖斐川町	○	揖斐濃厚生病院	○
10	大野町	○	-	△
11	池田町	○	新生病院	-
12	北方町	依拠	岐阜市民病院, 岐阜清流病院, 岐阜大学病院, 山田病院	△
13	坂祝町	-	-	-
14	富加町	依拠	木沢記念病院, 太田病院	-
15	川辺町	○	-	○
16	七宗町	依拠	中濃厚生病院, 関中央病院, 木沢記念病院, 太田病院, 可児東濃病院, 東可児病院, 藤掛病院	
17	八百津町	○	-	△
18	白川町			
19	東白川村	依拠	木沢記念病院, 県立下呂温泉病院	-
20	御嵩町	○	-	△
21	白川村			
計		○9, 依7		○3, △9, ×0

4. 地域医療を守る取り組みについて

(2) 地域医療整備について

①地域包括ケアシステムの進捗状況について

(A) 中学校区又は利用30分圏内における整備状況について

(B) システム構築の課題として該当するもの

	市	中学校区整備 状況	システム構築の課題										その他
			かかりつけ医	訪問Nrs	訪問HP	訪問リハ	回復期	介護医療	特養	有料老人	人材不足		
1	岐南町	わからない					○	○			○		
2	笠松町												
3	養老町	30%									○		
4	垂井町	わからない									○		
5	関ヶ原町	わからない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	神戸町	わからない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	輪之内町	わからない			○	○	○	○			○		
8	安八町	わからない									○		
9	揖斐川町	-	○		○			○			○		
10	大野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
11	池田町	わからない											
12	北方町	70%									○		
13	坂祝町	未整備状態									○		
14	富加町	わからない	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
15	川辺町	わからない											
16	七宗町	未整備状態									○		
17	八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18	白川町												
19	東白川村	わからない		○									
20	御嵩町	わからない			○						○		
21	白川村												
計			1	1	3	1	4	3	0	0	10		

4. 地域医療を守る取り組みについて

(2) 地域医療整備について

② 特定健診結果と未受診について

(A) 2019年度健診結果について

市	(A) 2019年度健診結果について					最も多い疾患				③	
	①受診率	受診者数	②有病率	有病者数	糖尿病	高血圧	脂質異常	その他	未受診率	未受診者数	
1 岐南町	40.1%	1,336	56.5%	756		○			59.9%	1,996	
2 笠松町											
3 養老町	39.3%	1,956	54.3%	1,063		○			3.4%	67	
4 垂井町	26.6%	1,104	48.8%	539	○				73.4%	3,051	
5 関ヶ原町	39.3%	528	資料なし		-	-	-	-	51.7%	1,343	
6 神戸町	48.9%	1,591	33.5%	534		○			51.1%	1,664	
7 輪之内町	41.8%	578	-		○				58.2%	805	
8 安八町	46.1%	1,074	20.3%	218	-	-	-	-	12.9%	111	
9 揖斐川町	46.7%	2,061	50.8%	1,046	○				3.2%	33	
10 大野町	36.9%	1,325	63.7%	844	-	-	-	-	63.1%	2,263	
11 池田町	36.2%	1,373	44.6%	613					63.8%	2,424	
12 北方町	35.9%	939	54.3%	510		○			2.8%	26	
13 坂祝町	53.3%	668	56.3%	376		○			34.8%	131	
14 富加町	42.2%	402	-		-	-	-	-	-	-	
15 川辺町	44.3%	765	56.8%	434					4.0%	30	
16 七宗町	53.3%	450	76.0%	329		○			46.7%	394	
17 八百津町	-	-	-		-	-	-	-	-	-	
18 白川町											
19 東白川村	49.1%	228	25.0%	57	-	-	-	-	53.8%	236	
20 御嵩町	44.1%	1,335	33.2%	1,005		○			15.1%	212	
21 白川村											
計		17,713	47.0%	8,324	3	7	0	0		14,786	

4. 地域医療を守る取り組みについて

(2) 地域医療整備について

② 特定健診結果と未受診について

(B) 健診結果、精査・要治療への受診勧奨等

市	U 勧奨による受診者数	(B) 精査・要治療者への受診勧奨と課題									
		② 未受診理由					③ 国保支払44条への相談案内				
		仕事都合	通院手段	煩わしい	病識低い	支払困難	その他	該当者に勧奨	制度案内	待になし	その他
1 岐南町		○								○	
2 笠松町											
3 養老町	39				○					○	
4 垂井町	7				○			-	-	-	-
5 関ヶ原町	6	○			○						要綱未作成
6 神戸町	-	○					他市町村の医療機関を定期受診している				相談がないため案内していない
7 輪之内町	-						人間ドック等で個人で健診を受けているから	○			
8 安八町	14				○					○	
9 揖斐川町	31	○		○	○					○	
10 大野町	35					未把握		x			
11 池田町	把握不可	○			○			○			
12 北方町	25	○			○					○	
13 坂祝町	110			○	○						国保担当に案内
14 富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	-				○			○			
16 七宗町	-				○			-	-	-	-
17 八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 白川町											
19 東白川村	不明					不明				不明	
20 御嵩町	127	-	-	-	-	-	-	○			町ホームページにて周知して
21 白川村											
計	394	6	0	2	10	0		3	0	5	

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

1) 65歳以上の高齢者と介護認定者数の内訳について

① 65歳以上の高齢者数と、利用者負担が2割・3割に該当する人数

	市町村	65歳以上人数	総所得利用 料2割負担	総所得利用 料3割負担	認定率	要支援→ 自立移行
1	岐南町	5,784	37	90	19.10%	1
2	笠松町				#DIV/0!	
3	養老町	9,390	88	41	17.26%	0
4	垂井町	8,190	-	-	15.45%	-
5	関ヶ原町	2,722	24	10	16.68%	0
6	神戸町	6,105	36	22	14.19%	1
7	輪之内町	2,503	15	7	14.86%	0
8	安八町	4,164	18	13	12.78%	2
9	揖斐川町	-	-	-	-	0
10	大野町	6,608	39	20	14.27%	9
11	池田町	6,716	57	42	14.06%	3
12	北方町	4,506	48	21	15.45%	不明
13	坂祝町	2,202	44	6	13.22%	0
14	富加町	1,752	6	5	17.98%	0
15	川辺町	3,236	-	-	16.38%	-
16	七宗町	1,677	9	3	21.41%	1
17	八百津町	-	-	-	-	-
18	白川町				#DIV/0!	
19	東白川村	181	5	2	100.00%	0
20	御嵩町	5,676	32	13	16.93%	-
21	白川村				#DIV/0!	
	計	71,412	458	295	18.89%	17

②介護認定者数とサービス利用率（2019年8月1日現在）

	市町村	介護認定者数の内訳とサービス利用率							合計
		介護5 利用率	介護4 利用率	介護3 利用率	介護2 利用率	介護1 利用率	支援2 利用率	支援1 利用率	
1	岐南町	133 82.1%	135 79.9%	190 87.6%	218 85.0%	183 75.8%	156 55.4%	90 44.0%	1,105 72.8%
2	笠松町								
3	養老町	120 90.0%	219 81.0%	260 82.0%	303 89.0%	281 80.0%	219 65.0%	219 42.0%	1,621 -
4	垂井町	146 -	192 -	232 -	294 -	212 -	136 -	53 -	1,265
5	関ヶ原町	40	49	81	83	79	66	56	454
6	神戸町	77 94.80%	155 92.9%	189 95.2%	198 92.9%	105 77.1%	98 78.6%	44 47.7%	866 82.7%
7	輪之内町	36 94.4%	62 91.9%	52 100.0%	80 91.3%	56 83.9%	49 79.6%	37 75.7%	372 89.3%
8	安八町	46 93.5%	85 94.1%	101 96.0%	118 91.5%	76 84.2%	63 76.2%	43 65.1%	532 85.8%
9	揖斐川町	126 1.21%	170 1.04%	239 1.28%	288 1.18%	300 1.06%	129 0.74%	50 0.60%	1,302 7.11%
10	大野町	106 106	106 118	152 120	205 103	203 91.1	117 65.8	54 46.2	943 97.7
11	池田町	99 -	97 -	188 -	204 -	202 -	93 -	61 -	944
12	北方町	42 86.0%	90 96.7%	102 92.2%	124 88.4%	108 76.3%	145 75.0%	85 66.7%	696 82.6%
13	坂祝町	42 166.0%	44 102.0%	40 145.0%	73 97.0%	47 114.0%	32 75.0%	13 23.0%	291 102.0%
14	富加町	27	35	48	69	58	57	21	315
		不明							
15	川辺町	41 -	54 -	73 -	108 -	94 -	97 -	63 -	530
16	七宗町	41 -	44 -	46 -	63 -	66 -	51 -	48 -	359
17	八百津町	52	91	101	127	178	115	90	754
		不明							
18	白川町								0
19	東白川村	14 64.0%	25 124.0%	21 85.0%	29 93.0%	26 88.0%	30 70.0%	36 52.0%	181 82.0%
20	御嵩町	103 77.7%	126 98.4%	144 89.6%	187 89.3%	229 83.8%	100 77.0%	72 45.8%	961 83.5%
21	白川村								0
計		1,291	1,779	2,259	2,771	2,503	1,753	1,135	13,491

10) 大野町：重複利用者有

13) 坂祝町：居宅、地域密着、施設サービス受給者ののべ人数より算出（重複あり）

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

2) 介護保険料・利用料について

市町村	①基準 保険料	②第1段階保険料		③最高段階保険料			④第1号 滞納者実 滞納率 [※]	第1号 滞納率
		月額	基準倍率	月額	段階	基準倍率		
1 岐南町	5,900	1,770	0.300	11,800	10	2.00	206	3.56%
2 笠松町								
3 養老町	5,950	1,785	0.300	10,115	-	1.70	-	-
4 垂井町	5,800	1,740	0.300	10,150	12	1.75	78	0.95%
5 関ヶ原町	5,900	1,770.0	0.300	10,030	9	1.70	38	1.40%
6 神戸町	5,600	1,600.0	0.300	9,500	9	1.70	108	1.77%
7 輪之内町	5,600	1,600	0.300	9,500	-	1.70	52	2.08%
8 安八町	5,600	1,600	0.300	9,500	-	1.70	74	1.78%
9 揖斐川町	6,000	1,800	0.300	10,200	9	1.70	89	-
10 大野町	6,000	1,800	0.300	10,200	-	1.70	103	1.56%
11 池田町	6,000	1,800	0.300	10,200	-	1.7	96	1.43%
12 北方町	6,020	1,800	0.299	11,133	10	1.849	131	2.91%
13 坂祝町	5,200	1,560	0.300	10,400	-	2.00	21	0.95%
14 富加町	4,300	1,290	0.300	7,740	11	1.80	19	1.08%
15 川辺町	4,800	1,440	0.300	8,160	-	1.70	-	-
16 七宗町	5,600	1,680	0.300	9,800	-	1.75	9	0.54%
17 八百津町	5,000	1,500	0.300	8,500	-	1.70	-	-
18 白川町								
19 東白川村	4,700	1,408	0.300	7,983	-	1.70	3	1.66%
20 御嵩町	5,800	1,740	0.300	11,310	11	1.95	44	0.78%
21 白川村								
平均額	5,543	1,649	0	9,790			71	0.10%

イ) 境界層措置制度について

	市町村	実施根拠	周知方法				2019年度実績	
			チラシ	広報	介護福祉窓口	HP	その他	相談件数 利用件数
1	岐南町	法律			○			0 0
2	笠松町							
3	養老町	法律			○			0 0
4	垂井町	法律			○			0 2
5	関ヶ原町	法律			○			- -
6	神戸町	要綱			○			0 0
7	輪之内町	要綱			○			0 0
8	安八町	要綱			○			0 0
9	揖斐川町	-	-	-	-	-	-	- -
10	大野町	-	-	-	-	-	-	- -
11	池田町	不明			○			0 0
12	北方町	-	-	-	-	-	-	- -
13	坂祝町	条例	特になし					0 0
14	富加町	-			○			0 0
15	川辺町	法律						0 0
16	七宗町	法律			○			0 0
17	八百津町	-	-	-	-	-	-	- -
18	白川町							
19	東白川村	法律					○	0 0
20	御嵩町	条例			○			1 1
21	白川村							
計			0	0	11	0	1	1 3

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

3) 低所得者への保険料独自減免措置について

	市町村	有無	実施年月	2019年度実績	
				件数	減免金額
1	岐南町	×	-	-	-
2	笠松町				
3	養老町	×	-	-	-
4	垂井町	×	-	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-	-
6	神戸町	○	2006年11月	0	0
7	輪之内町	×	-	-	-
8	安八町	○	2006年11月	-	-
9	揖斐川町	×	-	-	-
10	大野町	×	-	-	-
11	池田町	×	-	-	-
12	北方町	×	-	-	-
13	坂祝町	×	-	-	-
14	富加町	×	-	-	-
15	川辺町	×	-	-	-
16	七宗町	×	-	-	-
17	八百津町	×	-	-	-
18	白川町				
19	東白川村	×	-	-	-
20	御嵩町	×	-	-	-
21	白川村				
計		2		0	0

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

4) 保険料の独自減免について

	市町村	①対象規定	②全額免除	③資産保有制限	④一般財源繰入	⑤申請は必要
1	岐南町	災害により障害者となった場合、災害により居住する住宅又は家財が損害を受けた場合	×	○	×	○
2	笠松町					
3	養老町	-	×	×	×	-
4	垂井町	明確にはない	×	×	×	○
5	関ヶ原町	なし	-	-	-	-
6	神戸町	-	○	○	×	○
7	輪之内町	-	×	×	×	-
8	安八町	利用し得る資産及び能力を活用しても保険料を支払うことによりその世帯の生活が著しく困難となると認められる者	○	○	×	○
9	揖斐川町	-	×	×	×	×
10	大野町	-	-	×	-	-
11	池田町	-	-	-	-	-
12	北方町	所得段階 第1～8段階まで	○	×	×	○
13	坂祝町	災害等による家財の損害を受けた人、所得見込みが前年の1/2に減少した人	○	○	○	○
14	富加町	-	×	×	×	-
15	川辺町	-	×	×	×	-
16	七宗町	なし	-	-	-	-
17	八百津町	災害等	○	×	×	○
18	白川町					
19	東白川村	第一号被保険者	○	○	○	○
20	御嵩町	×	×	×	×	×
21	白川村					
22	飛騨市					
23	郡上市					
24	下呂市					
25	海津市					
	計		6	5	2	7

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

5) 保険料滞納状況と処分件数について

	市町村	①滞納者数	②償還払処分件数	③給付一部差止件数	④3割負担処分件数	⑤財産差押件数
1	岐南町	196	0	0	1	0
2	笠松町					
3	養老町	212	0	0	0	0
4	垂井町	62	0	0	-	-
5	関ヶ原町	0	0	0	0	0
6	神戸町	108	0	0	0	0
7	輪之内町	52	0	0	0	0
8	安八町	74	0	0	0	0
9	揖斐川町	566	0	0	3	0
10	大野町	719	-	-	1	-
11	池田町	96	0	0	3	0
12	北方町	106	0	0	1	0
13	坂祝町	21	0	0	0	0
14	富加町	19	0	0	1	0
15	川辺町	-	0	0	0	0
16	七宗町	9	0	0	0	2
17	八百津町	21	0	0	0	10
18	白川町					
19	東白川村	0	0	0	0	0
20	御嵩町	1,175	0	0	2	0
21	白川村					
	計	3,436	0	0	12	12

①揖斐広域

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

6) 低所得者に対する利用料の独自減免措置について

	市町村	有無	実施年月	2019年度実績	
				件数	減免金額
1	岐南町	×	-	-	-
2	笠松町				
3	養老町	×	-	-	-
4	垂井町	×	-	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-	-
6	神戸町	×	-	-	-
7	輪之内町	×	-	-	-
8	安八町	×	-	-	-
9	揖斐川町	×	-	-	-
10	大野町	×	-	-	-
11	池田町	×	-	-	-
12	北方町	×	-	-	-
13	坂祝町	×	-	-	-
14	富加町	×	-	-	-
15	川辺町	×	-	0	0
16	七宗町	×	-	-	-
17	八百津町	×	-	-	-
18	白川町				
19	東白川村	-	-	-	-
20	御嵩町	×	-	-	-
21	白川村				
計		0	0	0	0

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

(イ) 利用料減免の内容について伺います。

	市町村	①対象	②訪介護助成割合	③居宅助成割合	④施設サービス	⑤一般財源 繰り入れ
1	岐南町	-	-	-	-	-
2	笠松町	-	-	-	-	-
3	養老町	-	-	-	-	-
4	垂井町	-	-	-	-	-
5	関ヶ原町	-	-	-	-	-
6	神戸町	-	-	-	-	-
7	輪之内町	-	-	-	-	-
8	安八町	-	-	-	-	-
9	揖斐川町	-	-	-	-	-
10	大野町	-	-	-	-	-
11	池田町	-	-	-	-	-
12	北方町	所得段階 第1～8段階まで	所得段階1～4段階 100%, 5～8段階95%	所得段階1～4段階 100%, 5～8段階95%	所得段階1～4段階 100%, 5～8段階95%	×
13	坂祝町	-	-	-	-	-
14	富加町	-	-	-	-	-
15	川辺町	-	-	-	-	-
16	七宗町	-	-	-	-	-
17	八百津町	-	-	-	-	-
18	白川町	-	-	-	-	-
19	東白川村	-	-	-	-	-
20	御嵩町	-	-	-	-	-
21	白川村	-	-	-	-	-
	計	1				

5. 介護保険および高齢者福祉施策について
(ロ) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について (2019年度実績)

市町村	①軽減実績			②実施法人等・事業所			③自治体からの助成			
	実人数	延人数	事業種類	法人数	事業所数	軽減金額	法人数	事業所数	事業種類	助成金額
1 岐南町	1	-	介護老人福祉施設サービス	1	1	59,945				
2 笠松町										
3 養老町	0	0		0	0	0	0	0	-	0
4 垂井町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 関ヶ原町	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-
6 神戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 輪之内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 安八町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 揖斐川町	1	1	介護老人保健施設	1	1	165,746	0	0	-	0
10 大野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 池田町	0	0		0	0	0	0	0	-	0
12 北方町	0	0		0	0	0	0	0	-	0
13 坂祝町	1	1	通所介護	0	1	27,005	0	1	通所介護	13,502
14 富加町	1	1	-	-	-	-	0	0	-	-
15 川辺町	0	0		0	0	0	0	0	-	0
16 七宗町	36	2,043	-	1	0	42,677	1	0	離島地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業	10,677
17 八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 白川町										
19 東白川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 御嵩町	1	1	訪問介護	1	1	57,351	1	1	訪問介護	11,523
21 白川村										
	41	2,047		4	4	352,724	2	2		35702

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

7) 特別養護老人ホームについて

①2019年度待機者の現状内訳

市町村	要介護1				要介護2				要介護3				要介護4				要介護5				総計	在宅待機者数	在宅待機割合
	在宅	他施設	入院	計	在宅	他施設	入院	計	在宅	他施設	入院	計	在宅	他施設	入院	計	在宅	他施設	入院	計			
1 岐南町	0	0	0	0	0	0	0	0	38	18	4	60	19	14	3	36	9	6	4	19	115	66	57.39%
2 笠松町				0				0				0											
3 養老町	8	2	0	10	10	6	0	16	26	22	1	49	19	12	6	37	4	6	5	15	127	67	52.76%
4 垂井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 関ヶ原町	-	-	-	-	1	-	-	1	5	5	-	10	3	4	-	7	3	-	-	3	21	12	57.14%
6 神戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 輪之内町	5	2	-	7	10	2	-	12	5	5	-	10	4	3	-	7	2	5	-	7	43	26	60.47%
8 安八町	14	3	0	17	15	4	0	19	13	8	2	23	9	11	3	23	3	7	2	12	94	54	57.45%
9 揖斐川町	-	-	-	-	-	-	-	-	11	9	-	20	4	2	-	6	6	2	3	11	37	21	56.76%
10 大野町	5	5	-	10	2	2	-	4	19	16	4	39	6	10	-	16	5	2	1	8	77	37	48.05%
11 池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	7	3	3	0	6	1	0	0	1	14	9	64.29%
12 北方町	5	0	0	5	7	0	0	7	15	3	0	18	5	4	1	10	1	1	0	2	42	33	78.57%
13 坂祝町	把握はしていない																						
14 富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	0	0	0	0	0	1	0	1	4	9	2	15	5	3	0	8	1	5	2	8	32	10	31.25%
16 七宗町	0	0	0	0	1	1	0	2	1	3	0	4	1	5	2	8	0	1	0	1	15	3	20.00%
17 八百津町	把握していない																						
18 白川町																							
19 東白川村	1	-	-	1	1	-	-	1	4	-	-	4	3	1	-	4	1	-	-	1	11	10	90.91%
20 御嵩町	0	0	0	0	0	0	0	0	16	19	3	38	8	11	2	21	3	14	0	17	76	27	35.53%
21 白川村																							
総計	38	12	0	50	47	16	0	63	162	119	16	297	89	83	17	189	39	49	17	105	704	375	53.27%

7) 特別養護老人ホームについて

② 2019年度新規入居者の内訳

③ 補足給付の実績数について（各年度4月現在）

	市町村	② 新規入居者数						③ 補足給付実績	
		介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合計	2019	2020
1	岐南町	0	0	4	11	4	19	183	177
2	笠松町						0		
3	養老町	1	1	13	8	7	30	0	0
4	垂井町	-	-	-	-	-	-	-	-
5	関ヶ原町	-	-	6	6	1	13	60	72
6	神戸町	0	0	9	14	5	28	78	83
7	輪之内町	0	0	2	2	4	8	69	75
8	安八町	0	0	10	7	1	18	80	77
9	揖斐川町	未把握						-	-
10	大野町	-	-	-	-	-	-	-	-
11	池田町	-	-	-	-	-	不明	105	150
12	北方町	-	-	-	-	-	不明	84	72
13	坂祝町	0	0	0	4	1	5	35	37
14	富加町	-	-	-	-	-	-	-	-
15	川辺町	0	2	5	9	7	23	57	69
16	七宗町	-	-	-	-	-	-	0	0
17	八百津町	把握していない						0	0
18	白川町						0		
19	東白川村	-	-	1	-	1	2	-	-
20	御嵩町	-	-	-	-	-	-	-	-
21	白川村						0		
総計		1	3	50	61	31	146	751	812

③ 補足給付実績（海津市）2018年度 8,607,090円・2019年度9,691,740円

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

8) 日常生活支援総合事業の実施状況について

①実施事業所数の内訳 (現行相当・基準緩和型A・住民主体型B・短期集中予防型C・移動支援D)

市	①実施事業所数									
	現行相当		基準緩和型A		住民主体型B		短期集中予防型C		移動支援D	
	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所		
1 岐南町	24	54	0	3	0	0	0	0	0	
2 笠松町										
3 養老町	17	29	0	0	0	0	0	0	0	
4 垂井町	12	23	0	0	0	0	0	0	0	
5 関ヶ原町	1	2	-	-	-	-	2	-	-	
6 神戸町	-	-	14	43	-	-	-	-	-	
7 輪之内町	-	-	14	43	-	-	-	-	-	
8 安八町	-	-	14	43	-	-	-	-	-	
9 揖斐川町	5	7	-	-	-	-	-	-	-	
10 大野町	3	3	-	-	-	-	-	-	-	
11 池田町	3	8	0	0	0	0	0	0	0	
12 北方町	4	5	7	7	1	0	0	0	0	
13 坂祝町	3	1	1	-	-	-	-	-	-	
14 富加町	7	13	-	-	-	-	-	-	-	
15 川辺町	5	10	1	0	0	0	0	0	0	
16 七宗町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	
17 八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18 白川町										
19 東白川村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
20 御嵩町	2	7	8	0	0	0	1	0	0	
21 白川村										
合計	88	165	59	139	1	0	3	0	0	

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

8) 日常生活支援総合事業の実施状況について

②介護予防訪問介護・通所介護以外のサービスの実施、検討されていることを教えて下さい

	市	実施	実施、検討内容
1	岐南町	-	-
2	笠松町	×	
3	養老町	-	-
4	垂井町	-	-
5	関ヶ原町	-	-
6	神戸町	-	-
7	輪之内町	-	-
8	安八町	-	-
9	揖斐川町	-	-
10	大野町	-	
11	池田町	×	-
12	北方町	×	-
13	坂祝町	-	-
14	富加町	-	-
15	川辺町	-	-
16	七宗町	-	-
17	八百津町	-	
18	白川町	×	
19	東白川村	-	-
20	御嵩町	○	訪問Dサービス
21	白川村	×	
		1	

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

9) 地域包括支援センターについて

①直営数・委託数（1ヶ所当たりの委託料）

②センター1ヶ所当たりの人口・同65歳以上の高齢者人口

③市町村立の中学校数

市町村	包括支援センター			②1ヶ所当たりの人口	1ヶ所当たりの65歳以上	高齢化率	市町村立中学校数
	直営数	委託数	委託料（円）				
1 岐南町	1	0	-	25,899	5,784	22.3%	1
2 笠松町							
3 養老町	0	1	81,500,000	-	-	-	12
4 垂井町	1	0	-	27,059	8,190	30.3%	8
5 関ヶ原町	1	-	-	6,908	2,722	39.4%	2
6 神戸町	1	0	-	19,040	6,062	31.8%	1
7 輪之内町	1	-	6,408,595	9,678	2,493	25.8%	1
8 安八町	1	0	0	14,871	4,156	27.9%	2
9 揖斐川町	1	18	47,736,000	20,660	7,870	38.1%	4
10 大野町	1	0	-	-	-	-	-
11 池田町	1	0	20,000,000	23,734	6,716	28.3%	1
12 北方町	1	2	24,040,000	18,401	4,506	24.5%	3
13 坂祝町	1	0	-	8,258	2,202	26.7%	1
14 富加町	1	5	2,300,000	5,752	1,752	30.5%	5
15 川辺町	1	0	南部24,400,000 北部12,800,000	10,146	3,236	31.9%	1
16 七宗町	1	-	-	-	-	-	2
17 八百津町	1	-	-	-	-	-	2
18 白川町							
19 東白川村	1	0	0	-	-	-	8
20 御嵩町	1	0	0	5,676	5,676	100.0%	3
21 白川村							
計	17	26	181,984,595	196082	61365		57

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

10) 住宅改修の受領委任払い制度について

実施状況・実施年月日・2019年度実績

	市町村	実施	実績	年月日
1	岐南町	○	0	H22年3月31日
2	笠松町			
3	養老町	-	-	-
4	垂井町	×	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-
6	神戸町	○	78	2011年9月23日
7	輪之内町	○	24	2015年4月1日
8	安八町	○	49	2015年4月1日
9	揖斐川町	×	-	-
10	大野町	×	-	-
11	池田町	×	-	-
12	北方町	○	40	2012年9月1日
13	坂祝町	○	14	2013年4月1日
14	富加町	○	20	2014年11月1日～
15	川辺町	×	-	-
16	七宗町	×	-	-
17	八百津町	○	-	-
18	白川町			
19	東白川村	×	-	-
20	御嵩町	×	-	-
21	白川村			
	計	8	225	

11) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか
実施状況（実施年月日、2018年度実績）

	市町村	実施	実績	実施年月日
1	岐南町	×	-	-
2	笠松町			
3	養老町	×	-	-
4	垂井町	×	-	-
5	関ヶ原町	×	-	-
6	神戸町	○	73	2017年3月8日
7	輪之内町	○	29	2017年3月9日
8	安八町	○	49	2017年4月1日
9	揖斐川町	×	-	-
10	大野町	×	-	-
11	池田町	×	-	-
12	北方町	○	36	2012年9月1日
13	坂祝町	○	14	2013年4月1日
14	富加町	×	-	-
15	川辺町	×	-	-
16	七宗町	×	-	-
17	八百津町	○	-	-
18	白川町			
19	東白川村	×	-	-
20	御嵩町	×	-	-
21	白川村			
	計	6	201	

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

12) 介護慰労金制度について

①ある・検討中・ない・廃止 ②制度の内容 ③2018年度実績

市町村	慰労金	制度名称、申請・支給要件	実績	
			人数	金額
1 岐南町	廃止	-	-	-
2 笠松町				
3 養老町	○	(対象) 在宅寝たきり高齢者 (介護4・5) を介護サービス利用せしむる6ヶ月以上介護している介護者 (月額1万円)	-	-
4 垂井町	×		-	-
5 関ヶ原町	×		-	-
6 神戸町	○	「神戸町家族介護慰労金」、要介護3以上かつ継続して6か月以上介護保険サービスを利用しなかった場合に支給	1	360,000
7 輪之内町	○	要介護3以上の者を介護保険サービス継続して6か月以上利用せず、在宅で介護している者	0	-
8 安八町	○	要介護3以上の方を6ヶ月以上、介護保険サービスを利用せず介護した家族に対し、月3万円を支給	1	27,000
9 揖斐川町	×		-	-
10 大野町	○		-	-
11 池田町	×		-	-
12 北方町	○	「北方町家族介護慰労金支給事業」要介護3～5の65歳以上で、過去1年間介護サービスを受けず、かつ過去半年間で8日以上入院していない方を在宅で介護している家族に月額10万円を支給する。	0	0
13 坂田町	○	町内のねたきり老人、認知症高齢者、重度の障害者を看護している方に毎月7,000円を支給	11	756,000
14 富加町	○		-	-
15 川辺町	×		0	0
16 七宗町	○	きり老人等と6ヶ月以上引き続き同居しかつ生計を一にしている者で、現にねたきり老人等を15日以上在宅介護しているこ	147	735,000
17 八百津町	×		-	-
18 白川町				
19 真白川村	×		-	-
20 御嵩町	○		109	2,382,000
21 白川村				
計	10		269	4,260,000

5. 介護保険および高齢者福祉施策について
13) 配食サービスについて

※総延べ食事数÷年間配食日数=1日当たり平均配食数

市町村	実施委託数	実施回数と内容	対象者	1日当たり平均配食数	1食当助成	利用者負担
1 枝南町	×	-	-	-	-	-
2 笠松町						
3 養老町	○	水・金曜日	65歳以上の独居・高齢者世帯	-	300円	300円
4 垂井町	○	週1回	65歳以上の単身世帯・高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯	-	なし	200円
5 関ヶ原町	○	週3食まで	65才以上の独居高齢者世帯	2400食	100円	-
6 神戸町	○	本人の希望により毎日(年末年始除く)	65歳以上の独居または高齢者のみの世帯で、調理ができず、運転免許のない方	6905食÷361日=19食	270円	400円
7 輪之内町	○	月～金 12/9-1/3・祝日を除く	虚弱老人等であり、身体が虚弱又は寝たきり等である者	3,907食÷224日=17食	0円	ごはん・おかず:450円 おかずのみ:410円
8 安八町	○	週5回	独居 高齢者世帯	2,576食÷242日=10.6食	なし	1食:450円 おかずのみ:410円
9 揖斐川町	○	月～土	65歳以上の高齢者世帯・独居、その他町長が認めるもの	21,438食÷295日=72.6食	0円 (配達料・安否確認として、320円/1回)	おかずのみ:360円 おかず・白米:452円 特別食:504円
10 大野町	○	-	独居 高齢者世帯	11,610食÷363日=32食	250円	350円～
11 池田町	○	365日対応	65歳以上独居・高齢者のみ 住民非課税世帯で障害、疾病のため調理できない人	7,767食÷365日=22食	250円	350円 (みさみ、ミキサー食等450円、おかずのみ300円)
12 北方町	○	月1回	独居高齢者(70歳以上)	2,444食÷11日=222食	540円	0円
13 坂祝町	-	-	-	-	-	-
14 富加町	○	週2回	65歳以上の高齢者のみの世帯(またこれに準ずる世帯)で、調理の支援や見守り等が必要な方	1,314食÷101日=13食	641円	300円
15 川辺町	○	月2回	88歳以上の1人暮らし高齢者	-	-	0円
16 七宗町	○	月・金の希望日	独居・高齢者のみの世帯	759食÷200日=3.7食	0円	370円
17 八百津町	×	-	-	-	-	-
18 白川町						
19 栗白川村	○	週1回	独居・高齢者世帯・特定高齢者	1,004食÷50日=20食	438	210
20 御嵩町	○	17,877回	独居 高齢者世帯、障がい者手帳の交付を受けている者など	19,877食÷365日=49食	300	300
21 白川村						
計	15	22				

5. 介護保険および高齢者福祉施策について
14) 独居・高齢者等へのゴミ出し援助

・2019年度月平均利用実績

市町村	実施	実績	事業名称	対象者の要件
1 岐南町	×	-	-	-
2 笠松町				
3 養老町	×	-	-	-
4 垂井町	×	-	-	-
5 関ヶ原町	×	-	-	-
6 神戸町	○	2.9	高齢者助け合い生活サポート事業	町内在住の65歳以上で独居または高齢者世帯の方
7 輪之内町	○	0.25	有償ボランティア	ひとり暮らし高齢者
8 安八町	○	25	高齢者助け合い 生活支援事業	65歳以上の高齢者世帯
9 揖斐川町	○	14.7	-	-
10 大野町	○	-	ちよいサポ	65才以上の独居、高齢者世帯
11 池田町	○	-	池田町ごみ出し支援事業	※下記のいずれにも該当し、ごみ集積所に家庭ゴミを排出することが困難でそこに属する親族の協力が得られない場合 ・高齢者(65歳以上)で要介護または要支援の認定者)または障がい者(手帳交付を受けている者)のみで構成されている世帯。 ・世帯員のいずれかが介護、障がいの家事援助サービスを受けている世帯
12 北方町	○	65	北方くらし助け愛隊	町内在住者
13 坂祝町	-	-	-	-
14 富加町	○	1	くらしのサポーター事業	独居の高齢者世帯で、家族の支援が受けられない等
15 川辺町	×	-	-	-
16 七宗町	×	-	-	-
17 八百津町	×	-	-	-
18 白川町				
19 東白川村	×	-	-	-
20 御嵩町	×	-	-	-
21 白川村				
実施数	8	108.85		

2020年より

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

1. 5) 住宅改修の助成制度について

市町村	助成有	介護保険上乗せ助成制度の内容				介護保険利用者以外の助成制度	
		制度	上乗額	実績	助成額	実績	対象者・要件
1 坂南町	×	-	-	-	-	-	-
2 笠松町							
3 養老町	×	-	-	-	-	-	-
4 垂井町	×	-	-	-	-	-	-
5 関ヶ原町	×	-	-	-	-	-	-
6 神戸町	○	○	上限50万円	0	-	-	-
7 輪之内町	○	○	助成対象経費と70万円のいずれか低い方の額に前年所得課税年額に 応じて費用負担率を算出した額	0	-	-	-
8 安八町	○	○	所得制限あり 50万円まで	1	-	-	-
9 揖斐川町	×	-	-	-	-	-	-
10 大野町	×	-	-	-	-	-	-
11 池田町	○	○	30万円	0	-	-	-
12 北方町	×	-	-	-	-	-	-
13 坂祝町	×	-	-	-	-	-	-
14 富加町	×	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	×	-	-	-	-	-	-
16 七宗町	×	-	-	-	-	-	-
17 八百津町	×	-	-	-	-	-	-
18 白川町					①上限50万円	2 所得制限有。高齢者・障がい者・母子家庭対象に屋根融雪等の補助。実績186,000円	
19 寒白川村	×	-	-	-	-	-	-
20 御嵩町	×	-	-	-	-	-	-
21 白川村							
実施数	4	4		1		2	

5. 介護保険および高齢者福祉施策について

16) 寝たきりや認知症等の方に対する「おむつ等支給制度」はありますか

市町村	制度有無	支給内容	支給基準
1 岐南町	○		
2 笠松町	○		
3 養老町	○	・月2,000円(町民税所得割3～10万円) ・月4,000円(町民税所得割0～3万円)	要介護3以上かつ在宅のみ対象
4 垂井町	×		
5 関ヶ原町	○		
6 神戸町	○	年間75,000円上限に経費の9割を助成	要介護3以上かつ在宅で介護されている方の介護用品の一部を助成。
7 輪之内町	○	年間75,000円上限に経費の9割を助成	要介護3以上の在宅の者
8 安八町	○	年間上限7万5千円(要介護3以上)、 6万円(要介護2以下)の9割を支給	・要介護認定者、身体障害者手帳保持者で在宅療養者
9 揖斐川町	○	年間72,000円まで現物支給(月6,400円 ※4か月まで一度に支給可)	・町内在住で、在宅において重度の介護高齢者(要介護4,5)を介護している町民税非課税世帯の家族介護者
10 大野町	×	-	-
11 池田町	○		・要介護3～5と認定された在宅の高齢者であって、住民非課税世帯に属する人を現に介護している家族。
12 北方町	○		・町内に住所があり、在宅で生活している要介護3,4,5の65歳以上の方 所得制限有
13 坂祝町	○	【紙おむつ支給事業】ひと月に1,500円の支給券を、所得状況に応じて1～2枚支給。 【介護用品支給事業】ひと月6,250円、年間75,000円に介護用品を現物支給する。	
14 富加町	○	年間75,000円上限に購入費用の45%を助成	・身体又は精神上の障がいのため常時失禁状態にある方、若しくはその介護者に助成。・要介護1～5を在宅で介護している家族の方に介護用品購入費助成。
15 川辺町	○	年間上限額48,000円	・概ね65歳以上で要介護4,5の寝たきり又は認知症高齢者の方が対象。入院・入所中または月15日以上ショートステイ利用者は対象外。 ・市町村民税所得割課税額6万円未満は自己負担0円、6万以上20万円未満は自己負担5割。
16 七宗町	○	・ねたきり老人等と6ヶ月以上引き続き同居しかつ同一世帯の者で15日以上在宅介護している者に月5,000円を支給している。 ・おむつ代の要介護1,2の者は月額5,000円 要介護3,4,5の者は月額6,000円を上限としてその9割を給付している	
17 八百津町	○		
18 白川町	○		
19 東白川村	×	-	-
20 御嵩町	○	・ねまき17,000円・おむつ36,000円 肌着10,000円 ・特殊シーツ12,000円(基準額)	・要介護4,5でねたきり高齢者又は認知症高齢者で町民税所得割課税額20万円未満が対象。6万円未満自己負担無。6～20万円未満5割自己負担。 ※HP情報加筆
21 白川村			
実施数	17		

5. 介護保険および高齢者福祉施策について
 17) 介護認定者の障がい者控除の認定について
 ①認定書発行数(2019年度)
 ②障がい者控除の申請書または認定書送付について
 ③認定書発行条件

	市町村	発行数	申請書または認定書の送付について				認定書の発行条件				その他の方法
			送付有無	申請書送付数	認定書送付数	支援2以上介護1以上	医師証明	調査票、意見書			
1	岐南町	53	×	-	-	-	-	-	○	-	-
2	笠松町										
3	養老町	23	×	-	-	-	-	-	-	-	-
4	垂井町	38	×	-	-	-	-	-	○	-	-
5	関ヶ原町	4	○	○	4	○	○	○		-	-
6	神戸町	26	×	-	-	-	-	-		窓口で申請があった場合に発行している。	-
7	輪之内町	0	×	-	-	-	-	-	-		-
8	安八町	6	×	-	-	-	○				-
9	揖斐川町	11	×	-	-	-	-	-	○		-
10	大野町	-	×	-	-	-	○		○		-
11	池田町	22	×	-	-	-	-	-	○		-
12	北方町	33	○		33	○	○	○	○		-
13	坂祝町	11	○	○	11	○			○		-
14	富加町	19	×	-	-	-	○				-
15	川辺町	-	×	-	-	-	-	-	○		-
16	七宗町	4	○		4	○			○	-	
17	八百津町	-	×	-	-	-	○		○	-	
18	白川町										
19	東白川村	0	×	-	-	-	-	-	-	-	
20	御嵩町	23	×	-	-	-			○		
21	白川村										
計		273	4	2	245	4	52	1	5	0	11

18) 高齢者や障がい者の、外出支援・買い物物支援のための施策について

①巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

市町村	①巡回バス・福祉バスの実施内容		利用料（高齢者・障がい者／一般）	その他の外出支援（新婦人の会県本部調査分を含む）
	実施	障がい者		
1 岐南町	×			
2 笠松町				
3 菱老町	○	○	100円	・65歳以上バス2,000円（毎年） ・免許返納者：自主運行バス回数券（100円×24枚）1回限り。
4 垂井町	×	-	-	-
5 関ヶ原町	○	○	0円	-
6 神戸町	○	-	障がい者及び介護者0円 200円（中学生以上） 100円（小学生）	移送サービス事業：福祉車両を利用しないと移送が困難な要介護1～5及び身障1～3級。 50円/km（月6回を利用可）
7 輪之内町	○	○	高齢者（65歳以上）・障がい者・100円／一般：200円	-
8 安八町	○	○	一般：100円 70歳以上、障害者：0円	○自動車運転免許自主返納者に送迎の回数券（乗車券8,000円分）或いはタクシーチケット1
9 篠蓼川町	○	○	300円	-
10 大野町	×	-	-	-
11 池田町	○	○	0円	-
12 北方町	×	-	-	-
13 坂祝町	○	○	0円	-
14 菟加町	×	-	-	・免許返納者に貸渡バス・さつきバスの回数券（2,000円分）支給。 ハンドリ型電動車椅子の購入補助
15 川辺町	○	○	0円	-
16 七宗町	○	○	0円	-
17 八百津町	○	-	0円	-
18 白川町				
19 東白川村	×			
20 御嵩町	○	-	一般100円	-
21 白川村				
小計	12	9	10	

18) 高齢者や障がい者の、外出支援・買い物支援のための施策について
②デマンドタクシーなど、フラットな近距離での交通弱者に対する移動支援

		移動支援の内容				
市町村	支援 有・無	利用料	対象者	利用要項	運行形態	
1 坂南町	×					
2 笠松町						
3 菱老町	×	-	-	-	-	
4 垂井町	×	-	-	-	-	
5 関ヶ原町	×	-	-	-	-	
6 神戸町	○	1人片道200円	70歳以上の方、障がい者手帳等を所持している方、 運転免許証を自主返納された方	タクシー会社に電話で予約し、乗車。 料金支払時に「利用証」を提示。	町内限定タクシー送迎サービス	
7 輪之内町	×	-	-	-	-	
8 安八町	×	-	-	-	-	
9 揖斐川町	○	300円/回、 定期券4,000円/月、又は12,000円/3ヶ月、24,000円/6ヶ月 *1回乗車につき小学生、障がい者、免許自主返納者は150円、乳幼児無料 *定期券：学生、障がい者、免許返納者→半額	利用者に制限なし	①平日の朝・夕の通学・通勤時間帯に併せた路線バス ②平日 7:30-18:00 に事前予約(時間前までに)制による乗り合 いバス 自宅前登録により自宅前で送迎。(自宅～停留所)	①新幹線道路等の定期路線を運行 ②離れたい場所に近い地区で取り決められた停留所か ら目的地に近い停留所まで	
10 大野町	○	300円(片道)	65才以上		デマンドタクシー	
11 池田町	△	-	-	-	-	
12 北方町	○	医療機関の助成(1200円～2000円の割引) 町内間の助成(400円の割引)	70歳以上、障害者手帳の交付を受けている方	近隣指定の医療機関へ通院等する際のタクシー利用料を助成、町 内間でのタクシー利用料を助成	タクシー事業者	
13 坂祝町	○	一律1人300円	70歳以上、障害者等	上記対象者の方で事前に自宅からの乗降を登録(申請)された方	定路線型をベースに、予約に応じて所定のバス停を迂回 させる運行であり、その途中で自宅前から乗降できる運行	
14 富加町	-	-	-	-	-	
15 川辺町	×	-	-	-	-	
16 七宗町	×	-	-	-	-	
17 八百津町	△	-	-	-	-	
18 白川町						
19 東白川村	△					
20 御蔵町	×	-	-	-	-	
21 白川村						
実施数	65/△2					

18) 高齢者や障がい者の、外出支援・買い物支援のための施策について

③ 買い物困難者への対応について

市町村	ア) 買い物支援施策	イ) 買い物支援施策が「ある」自治体の取り組み内容。
1 岐南町	×	
2 笠松町		
3 養老町	×	
4 垂井町	×	
5 関ヶ原町	○	
6 神戸町	○	社会福祉協議会がサポーターを募集し、サポーターが有料で買い物などの日常生活の支援を行う。
7 輪之内町	○	軽度生活援助事業、ライフサポート事業にて買い物代行をしてくれる。
8 安八町	×	
9 揖斐川町	○	有償ボランティア(生活支援サポーター):100円/10分、500円/30分、買い物代行など簡単な支援。地域支援事業の生活体制整備事業にて、社会福祉協議会にコーディネート業務を委託
10 大野町	○	利用登録にかかる費用助成(独居、高齢者世帯)
11 池田町	×	
12 北方町	×	
13 坂祝町	×	
14 富加町	-	
15 川辺町	×	
16 七宗町	○	七宗町社会福祉協議会が週3日、買い物支援バスを運行している。
17 八百津町	×	
18 白川町		
19 真白川村	-	
20 御嵩町	○	買い物リハビリ
21 白川村		
小計	7	

19) 身障手帳のない難聴高齢者等に対する、補聴器購入への補助・助成制度はありますか

	市町村	③補聴器購入助成・補助制度	
		有無	助成内容
1	岐南町	×	
2	笠松町		
3	養老町	×	
4	垂井町	×	
5	関ヶ原町	×	
6	神戸町	×	
7	輪之内町	×	
8	安八町	×	
9	揖斐川町	×	
10	大野町	×	
11	池田町	×	
12	北方町	×	
13	坂祝町	×	
14	富加町	×	
15	川辺町	×	
16	七宗町	×	
17	八百津町	×	
18	白川町		
19	東白川村	×	
20	御嵩町	×	
21	白川村		
小計		0	

20) 要援護者名簿 (認知症等高齢者登録者) を対象にした損害賠償保険に自治体として保険料を負担していますか

イ) 加入されている自治体に伺います

市町村	加入	加入日	賠償範囲					実績 (件)	実績 (額)
			賠償範囲	賠償金額	本人傷病	年間保険料			
1 岐南町	○	R2年6月	不可抗力における他者への損害	上限1億円	×	1,500円(1人あたり)		57	85,500
2 笠松町									
3 養老町	×								
4 垂井町	×								
5 関ヶ原町	×								
6 神戸町	×								
7 輪之内町	×								
8 安八町	×								
9 揖斐川町	×								
10 大野町	×								
11 池田町	×								
12 北方町	×								
13 坂祝町	×								
14 富加町	×								
15 川辺町	×								
16 七宗町	×								
17 八百津町	×								
18 白川町									
19 東白川村	×								
20 御嵩町	×								
21 白川村									
小計	1							57	85,500

21) 介護職員確保・養成・処遇改善に関して取り組んでいる自治体独自の制度はありますか

市町村	有・無	制度内容
1 岐南町	×	
2 笠松町		
3 養老町	×	
4 垂井町	×	
5 関ヶ原町	×	
6 神戸町	×	
7 輪之内町	×	
8 安八町	×	
9 揖斐川町	×	
10 大野町	×	
11 池田町	×	
12 北方町	×	
13 坂祝町	×	
14 富加町	×	
15 川辺町	×	
16 七宗町	×	
17 八百津町	×	
18 白川町		
19 東白川村	×	
20 御嵩町	×	
21 白川村		
実施数	1	

6. 子育て支援について

○実地・△検討中・×なし

1) ①高校卒業または18歳年度末までの助成について

	市町村	18歳 助成実施	助成内容
1	岐南町	×	
2	笠松町		
3	養老町	△	助成を検討している
4	垂井町	○	対象年齢:18歳到達年度の末日まで／助成内容:通院、入院／助成方法:現物給付／所得制限:なし
5	関ヶ原町	○	-
6	神戸町	○	18歳に到達した年度の3月末まで
7	輪之内町	○	-
8	安八町	△	
9	揖斐川町	○	町内在住の高校生世代(満18歳に達した年度末)までの医療費の(入院・入院外共)自己負担分を助成。助成方法は、県内受診は現物給付、県外受診は償還払い。所得制限は無。
10	大野町	○	18歳年度末までの方を対象とし入院の医療費を償還払いで対応している
11	池田町	○	-
12	北方町	×	
13	坂祝町	-	-
14	富加町	△	-
15	川辺町	○	出生～18歳未満まで入院、外来ともに対象。現物、償還払ともに実施。 所得制限なし。
16	七宗町	○	18歳年度末まで、入院・入院外／助成方法:現物(県内)、償還(県外)／所得制限なし
17	八百津町	-	-
18	白川町		
19	東白川村	○	-
20	御嵩町	×	-
21	白川村		
	小計	11	

6. 子育て支援について

1) ②入院時の食事代に対する助成はありますか。

	市町村	入院時 食事代助成	助成内容
1	岐南町	×	
2	笠松町		
3	養老町	×	
4	垂井町	×	
5	関ヶ原町	×	
6	神戸町	×	
7	輪之内町	×	
8	安八町	×	
9	揖斐川町	×	
10	大野町	×	
11	池田町	×	
12	北方町	×	
13	坂祝町	×	
14	富加町	×	
15	川辺町	×	
16	七宗町	×	
17	八百津町	-	
18	白川町		
19	東白川村	×	
20	御嵩町	×	
21	白川村		
小計		0	

6. 子育て支援について

2) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた自立支援計画について。

①支援計画策定

②自立支援給付金事業

③日常生活支援事業

④教育・学習支援

市町村	①自立 支援 計画	実施 状況	②自立支援給付金事業について				③日常生活支援事業				実施 状況	種類	④教育・学習支援について					
			2019年度実績		2020年度予算		2019年度実績		2020年度予算				2019年度実績		2020年度予算			
			件数	給付額	件数	給付額	ヶ所	給付額	ヶ所	給付額			ヶ所	定員	時期	ヶ所	定員	時期
1 岐南町	×						×				○		1	6	第1・第3水曜日 みは毎週水曜日	1	11	第1・第3水曜日 みは毎週水曜日
2 笠松町																		
3 養老町	×	×	-	-	-	-	×				○	-	1	27	5～2月 20回	1	16	5～2月 28回
4 垂井町	×	×	-	-	-	-												
5 関ヶ原町	×	×	-	-	-	-												
6 神戸町	×	×	-	-	-	-												
7 輪之内町	×	×	-	-	-	-												
8 安八町	×	×	-	-	-	-												
9 揖斐川町	×	-	-	-	-	-												
10 大野町	×	×	-	-	-	-												
11 池田町	×	×	-	-	-	-												
12 北方町	×	×	-	-	-	-												
13 坂祝町	-	-	-	-	-	-												
14 富加町	-	-	-	-	-	-												
15 川辺町	×	×	-	-	-	-												
16 七宗町	×	×	-	-	-	-												
17 八百津町	×	×	-	-	-	-												
18 白川町																		
19 東白川村	×	×	-	-	-	-												
20 御嵩町	×	×																
21 白川村																		
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	39		3	35	

6. 子育て支援について

2) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた自立支援計画について。

⑤NPOなどが取り組む「無料塾」や「子ども食堂」への支援について

市町村	無料塾への支援について						「子ども食堂」への支援について					
	実施状況	2019年度実績		2020年度予算		支援方法	実施状況	2019年度実績		2020年度予算		支援方法
		ヶ所	人	ヶ所	人			ヶ所	人	ヶ所	人	
1 岐南町	×						○	3	1,453	3	-	2019.4～12/2020.1～2実施。 こども食堂実施事業者への補助金交付
2 笠松町							○	1	50	1	50	-
3 養老町	×						×					
4 垂井町	×						×					
5 関ヶ原町	×						×					
6 神戸町	×						×					
7 輪之内町	×						×					
8 安八町	×						×					
9 揖斐川町						対象団体無	-	-	-	-	-	-
10 大野町	×						×					
11 池田町	×						×					
12 北方町	×						-	-	-	-	-	-
13 坂祝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	×						×					
16 七宗町	×						-	-	-	-	-	-
17 八百津町	×						×					
18 白川町												
19 東白川村	×						×					
20 御嵩町	×						×					
21 白川村												
小計	0	0	0	0	0		2	4	1,503	4	50	

6. 子育て支援について

2) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた自立支援計画について。

⑥生活保護世帯・就学援助世帯の大学や専門学校への進学に独自の援助制度はお持ちですか

市町村	実施	支援方法
1 岐南町	×	
2 笠松町		
3 養老町	×	
4 垂井町	×	
5 関ヶ原町		
6 神戸町	×	
7 輪之内町	-	-
8 安八町	×	
9 揖斐川町	×	
10 大野町	-	-
11 池田町	×	
12 北方町	×	
13 坂祝町	-	-
14 富加町	-	-
15 川辺町	×	
16 七宗町	×	
17 八百津町	×	
18 白川町		
19 東白川村	-	-
20 御嵩町	×	
21 白川村		
小計	0	

6. 子育て支援について
 3) 小中学生の健診結果について伺います。
 ア) 毎年実施する「内科健診」について

市町村	小学生						中学生						要受診 人数	健診総数 に占める 割合	未受診 人数	未受診 割合
	A要受診 人数	要受診 者割合	前年度要 受診割合	B未受診 者数	未受診 割合	前年度未 受診割合	A要受 診人数	要受診 者割合	前年度要 受診割合	B未受診 者数	未受診 割合	前年度未 受診割合				
1 岐南町	66	7.8%	5.8%	34	51.52%	36.83%	20	3.33%	4.87%	15	75.00%	30.56%	86	-	49	56.98%
2 笠松町			7.90%			36.50%			10.00%			26.90%				
3 養老町	37	3.0%	3.0%	9	24.32%	5.41%	10	2.0%	4.4%	6	60.00%	0.00%	47	2.0%	15	31.91%
4 垂井町	82	10.7%	4.1%	28	34.15%	2.67%	52	6.5%	4.6%	19	36.5%	3.23%	134	8.50%	47	35.07%
5 関ヶ原町	4	1.41%	6.93%	1	25.00%	50.00%	0	-	7.93%	0	0.00%	38.80%	4	1.41%	1	25.00%
6 神戸町	43	4.60%	6.10%	9	20.93%	41.30%	102	19.00%	9.90%	68	66.7%	48.1%	145	9.80%	77	53.10%
7 輪之内町	33	5.61%	3.0%	20	60.61%	80.00%	9	2.99%	5.20%	0	0.0%	92.0%	42	4.72%	20	47.62%
8 安八町	74	8.20%	2.47%	24	32.43%	32.56%	11	1.70%	1.92%	2	18.2%	29.41%	85	5.60%	26	30.59%
9 揖斐川町	17	2.0%	2.9%	0	0.00%	42.48%	14	2.62%	3.70%	0	0.0%	46.15%	31	2.22%	0	0.00%
10 大野町	41	2.90%	14.20%	8	19.51%	44.79%	75	10.60%	29.50%	25	62.7%	62.70%	116	6.75%	33	28.45%
11 池田町	50	38.80%	-	12	24.00%	-	14	1.94%	-	3	21.4%	-	64	3.18%	15	23.44%
12 北方町	32	3.1%	1.8%	2	6.25%	0.00%	16	3.00%	3.10%	11	68.8%	0.00%	48	3.10%	13	27.08%
13 坂祝町	分かりません			分かりません			0	0.00%	7.20%	0	0.0%	32.87%	不明		不明	
14 富加町	46	13.6%	1.1%	12	26.09%	59.32%	-	-	1.00%	-	-	35.71%	-	-	-	-
15 川辺町	64	12.5%	3.6%	43	67.19%	31.82%	5	1.90%	13.00%	1	20.0%	62.37%	69	9.0%	44	63.77%
16 七宗町	126	0.00%	10.90%	0	0.00%	41.51%	77	0.00%	50.50%	0	0.0%	44.13%	203	0.00%	0	0.00%
17 八百津町	64	14.4%	4.7%	28	43.75%	23.53%	14	5.60%	1.00%	2	14.3%	54.55%	78	11.20%	30	38.46%
18 白川町			1.4%			0.00%			6.4%			0.00%	0		0	
19 東白川村	5	6.3%	-	0	0.00%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	5	6.25%	0	0.00%
20 御嵩町	-	-	1.0%	-	-	37.50%	-	-	12.2%	-	-	25.00%	-	-	-	-
21 白川村																
小計	784			230			419			152			1,157		370	31.98%

6. 子育て支援について

3) 小中学生の健診結果について伺います。

	市町村	②健診結果の返却方法			
		郵送	担任	養護・ 教諭	保健師・ 看護師
1	岐南町		○		
2	笠松町				
3	養老町		○		
4	垂井町		○	○	
5	関ヶ原町		○		
6	神戸町		○		
7	輪之内町			○	
8	安八町		○		
9	揖斐川町		○		
10	大野町		○		
11	池田町		○	○	
12	北方町		○		
13	坂祝町		○		
14	富加町		○		
15	川辺町		○		
16	七宗町			○	
17	八百津町		○	○	
18	白川町				
19	東白川村		小	中	
20	御嵩町	-	-	-	-
21	白川村				
小計		0	15	6	0

5. 子育て支援について

3) 小中学生の健診結果について伺います。

③未受診者に対する勧奨方法と効果について教えてください。

市町村		未受診者に対する勧奨方法と効果について
1	岐南町	懇談時に保護者に直接治療勧告を渡し、受診を勧めている。担任より、個人的に対象児童へ声をかけ、病院受診を勧める。PTA通信や保健だよりにて、保護者に治療の大切さや受診の促しをする。年に3回長期休業前に未治療者へ勧奨している。
2	笠松町	
3	養老町	・年2回の治療勧奨(歯科) ・夏休み等の長期休み前に再度受診を勧める ・保健だより等で未受診者への啓発を行う 未受診者に期日を決めて校区での受診を行ってもらう。 ・来校時への声かけ ・治療の状況調査を実施 ・保護者への電話連絡 ・個別懇談で受診を依頼。
4	垂井町	・保健便りや家庭に啓発したり個人懇談時に担任から直接依頼している。 ・内科健診の後、治療勧告書を配布する。 ・未受診の生徒の直接、受診の必要性を伝える。
5	関ヶ原町	個人懇談等で担任から保護者に声をかけ、受診を勧める。
6	神戸町	・保健だよりによる早期受診の啓発。 ・懇談時に担任から保護者に受診を勧めている。
7	輪之内町	治療勧告書の再発行(年2回以上) / 担任から個人懇談などで保護者に呼びかける / 12月の三者懇談で再度受診を勧めた / ほけんだよりや個人懇談時に治療のすすめについて啓発している
8	安八町	学期に1度は通知を出している。
9	揖斐川町	結果が判明した段階で、速やかに受診を勧め、未受診者には、受診の必要性を丁寧に説明している。2019年度は、未受診者はありませんでした。
10	大野町	・夏休み前の個人懇談時に担任から直接保護者に伝える ・保健だよりに掲載等 ・全員受診の学校や保護者に考え方により受診率があがらない学校もある
11	池田町	ほけんだよりで周知 保護者との懇談時に口頭で伝える。
12	北方町	・保護者に受診依頼をしている。(校医にも協力を依頼) ・2学期の個人懇談の際に、再度治療勧告を担当より手渡しで配布している。保護者の方に受診の必要性を直接伝え、家庭の協力を得ることができている。
13	坂祝町	中: 懇談の際に、再度通知を手渡ししている。提出する家庭もあるが、全てではない。
14	富加町	未受診者に対して各担任から再勧告書を見直しに直接渡し、受診をお願いしている。未受診者に2～3回渡すときもある。
15	川辺町	長期休み前、個人懇談時に受診を勧めると、受診率が高まる
16	七宗町	-
17	八百津町	・健康カードでお知らせ ・保健だよりでお知らせ ・再度、治療勧告書を渡す ・個人懇談時に直接保護者へ受診のおねがいをする
18	白川町	
19	真白川村	勧奨回数を多くする
20	御嵩町	-
21	白川村	

イ) 歯科検診と口腔ケアの取り組みについて

市町村	小学生					中学生										
	A療養 結果人数	受診者数 割合	前年度 受診割合	B未受診者数	未受診割合	前年度未受診割合	A療養結果人 数	受診者数 割合	前年度受診割合	B未受診 者数	未受診 割合	前年度未受診割合	要 診 人数	健診 に 占める 割合	未 受 診 人 数	未 受 診 割合
1 岐南町	503	36.20%	30.60%	163	32.41%	39.96%	66	11.00%	22.81%	38	57.58%	52.10%	569	-	201	35.33%
2 笠松町			33.60%		#DIV/0!	26.43%			25.90%			39.10%				
3 薮老町	526	37.0%	23.60%	169	32.13%	2.43%	230	29.0%	13.40%	108	46.96%	10.77%	756	34.0%	277	35.64%
4 垂井町	434	29.50%	44.00%	111	25.58%	14.98%	103	13.00%	23.00%	56	54.37%	15.02%	537	23.80%	167	31.10%
5 関ヶ原町	137	48.40%	38.82%	71	51.82%	34.49%	32	19.60%	26.12%	18	56.25%	41.46%	169	37.80%	89	52.66%
6 神戸町	207	22.10%	23.80%	78	37.68%	36.90%	59	11.00%	25.90%	33	55.93%	53.00%	266	18.00%	111	41.73%
7 輪之内町	172	29.30%	40.30%	57	33.14%	48.50%	19	6.30%	52.80%	14	73.68%	80.20%	191	21.50%	71	37.17%
8 安八町	306	34.10%	43.10%	95	31.05%	35.87%	237	37.60%	22.11%	125	52.74%	68.72%	543	35.60%	220	40.52%
9 榑斐川町		未把握	30.4%		未把握	41.92%		未把握	20.6%		未把握	25.00%				未把握
10 大野町	405	32.20%	20.80%	139	34.32%	26.29%	81	10.60%	21.30%	68	83.95%	53.18%	486	21.40%	207	42.59%
11 池田町	420	32.63%	-	197	46.90%	-	182	25.38%	-	147	80.77%	-	602	30.03%	344	57.14%
12 北方町	360	34.60%	10.30%	157	43.61%	27.39%	90	17.40%	23.50%	63	70.00%	35.20%	450	28.70%	220	48.89%
13 坂祝町	70	約16%	30.00%		分かりません	26.86%	6	3.20%	36.30%	4	66.67%	49.50%	76	不明	不明	不明
14 富加町	80	23.70%	26.60%	28	35.00%	38.20%	-	-	22.80%	-	-	72.41%	-	-	-	-
15 川辺町	157	31.00%	1.20%	61	38.85%	-	70	26.50%	7.40%	42	60.00%	15.40%	227	29.50%	103	45.37%
16 七宗町	126	0.00%	28.40%	0	0.00%	41.40%	77	0.00%	16.60%	0	0.00%	53.10%	203	0.00%	0	0.00%
17 八百津町	209	47.10%	40.70%	38	18.18%	42.80%	91	39.70%	28.00%	38	41.76%	27.00%	300	44.60%	76	25.33%
18 白川町			36.90%			30.00%			12.80%			19.75%				
19 真白川村	35	43.75%	-	0	0.00%	-	6	14.00%	-	0	0.00%	-	41	33.30%	0	0.00%
20 御嵩町	-	-	35.50%	-	-	18.40%	-	-	38.20%	-	-	24.58%	-	-	-	-
21 白川村									45.13%			60.67%				
小計	4,147	32.11%	29.92%	1,364	32.89%	102.45%	1,349	17.62%	25.51%	754	55.89%	41.90%	5,496	27.56%	2,118	35.32%

6. 子育て支援について

イ) 歯科検診と口腔ケアの取り組みについて

②フッ素塗布を実施していますか

市町村	②フッ素塗布について			
	実施	塗布・洗口	対象者	場所
1 岐南町	○	洗口	小・中学生	各学校
2 空松町				
3 養老町	○	-	全校児童生徒希望者	
4 垂井町	×	-	-	各教室
5 関ヶ原町	○	-	同意者全員	食堂・教室
6 神戸町	×	-	-	-
7 輪之内町	×	-	-	-
8 安八町	×	-	-	-
9 揖斐川町	×	-	-	-
10 大野町	○	塗布	1才～中学3年生	揖斐郡内歯科医療機関
11 池田町	○(一部)	洗口	富地小 希望者 池田小 全児童	食堂
12 北方町	×	-	-	-
13 坂祝町	小○ 中×	洗口	希望者	各教室
14 富加町	○	洗口	全校児童	各教室
15 川辺町	○	洗口	小学校 希望者全員	教室
16 七宗町	○	洗口	全児童・生徒	学校
17 八百津町	○	洗口	小中学校7校中6校実施	各学校
18 白川町				
19 東白川村	○	-	全員	各学校
20 御嵩町	-	-	-	-
21 白川村				
小計	11	洗7, 塗1		

6. 子育て支援について

イ) 歯科検診と口腔ケアの取り組みについて

③口腔崩壊対策について取り組みされていること

④保険適用外(53の疾患以外)の歯科矯正治療に対して窓口負担助成

	市町村	③口腔崩壊対策のについての取り組み		④歯科矯正窓口負担助成
		内容		
1	岐南町	-		×
2	笠松町			×
3	養老町	・給食後の歯みがきを行い、1回も歯みがきがない子にしている ・年に1回歯科衛生士による歯みがき指導を実施 ・5年生は全国歯みがき大会に参加 ・治療勧奨を複数回行い、治療率の向上を図る。		×
4	垂井町	-		-
5	関ヶ原町	歯垢の除去だし、歯肉炎やむし歯についての話、デンタルフロスの正しい使い方指導・給食後の歯磨の実施。		×
6	神戸町	・フッ素塗布をPTAで実施している小学校がある ・歯科衛生士による歯科指導の実施 ・全国小学生歯みがき大会への参加。		×
7	輪之内町	給食後の歯磨き／歯磨きの習慣を家庭と連携を取りながら身につけさせている。		×
8	安八町	-		-
9	揖斐川町	希望する児童・生徒に対して、フッ化物塗布を実施している。		×
10	大野町	-		×
11	池田町	-		×
12	北方町	・口腔崩壊の該当者はないが、予防のために発達段階に合わせた歯科指導を歯科衛生士と連携して実施している。また、毎日の給食後に歯みがきタイムを設け、手作りのビデオを流して全校一斉に歯みがきを実施し正しい歯みがきの方法を身につけさせ、歯及び口腔の大切にする意識を高められるようにしている。 ・給食後の歯磨きの推奨を委員会活動で実施している。 ・歯科検診の結果を配布する際に、歯科受診を勧めるプリントを同封している。		×
13	坂祝町	あいうべ体操、給食後の歯みがき		×
14	富加町	-		×
15	川辺町	給食後の歯みがき(西小) 歯みがき調査(西小) 歯科指導実施(東小・北小)		-
16	七宗町	-		×
17	八百津町	-		×
18	白川町			×
19	東白川村	学校だけでなく各種関係機関から家庭への働きかけを行う		×
20	御嵩町	-		-
21	白川村			×
				0

6. 子育て支援について

4) 小中学生の給食費の滞納・助成制度について

ア) 小中学生の給食費滞納率

①小学校・中学校 ②給食費未払い滞納額

イ) 給食費助成制度

1 (ある) ・ 0 (ない)

市町村	ア) 給食費滞納率		②給食費滞納額		助成	イ) 給食費自己負担助成制度の内容
	①小学校	中学校	累積滞納額	2019年度分		
1 岐南町	0.00%	0.00%	0	0	○	町立の小中学校、特別支援学校小学部・中学部に通う児童・生徒の保護者を対象に、学校給食費の全額を助成するもの。 2013年4月から開始。
2 笠松町						
3 養老町	各小中学校で徴収のため把握していない。					牛乳代年間45回(週1本)を町費で賄っている。
4 垂井町	0.26%	0.29%	1,129,874	290,294	○	垂井町学校給食費補助金より、町内在住の中学生は給食費が無償となっている。
5 関ヶ原町	3.20%	3.60%	85,940	17,700	×	-
6 神戸町	1.27%	1.91%	3,087,343	1,000,050	○	高校生世代までの子どもが3人以上いる世帯に対して、3人目以降の給食費が無料。
7 輪之内町	0.52%	0.71%	605,039	191,990	×	-
8 安八町	0.05%	0.20%	138,780	100,780	○	・就学援助の対象児童生徒は全額補助・第3子は半額助成、第4子は全額助成(但し給食費等町税未納がある場合は対象外)
9 揖斐川町	0.00%	0.00%	1,021,498	0	○	小中学生給食費無料化 就学援助制度
10 大野町	0.70%	0.70%	1,164,647	763,070	○	・多子世帯に対して給食費の無料化(第3子以降) (最年長子の学年が中学3年生までの場合、第3子以降の児童・生徒に対する給食費無料化) ・小学校6年生(H31～)及び中学3年生(R2～)の給食費無料化 ・学校給食費6ヶ月無料化(小・中学生全対象) (新型コロナウイルス感染症対策として、R2年度6月～11月分の給食費無料化)
11 池田町	0.00%	0.00%	0	0	○	
12 北方町	0.09%	0.00%	-	44,336	○	-
13 坂祝町	0.00%	0.00%	0	0	×	-
14 富加町	0.007%	-	21,840	0	×	-
15 川辺町	10.93%	11.19%	930,894	229,300	○	給食費の内、町が1食当たり20円を補助(負担)している。 (例)小中学校の給食費の場合、1食当たり270円。保護者負担は250円
16 七宗町	0.00%	0.00%	0	0	×	-
17 八百津町	0.00%	0.00%	0	0	○	消費税が5%→8%へあがった時に、その分を町が負担している。
18 白川町						
19 東白川村	0.00%	0.00%	0	0	×	-
20 御嵩町	-	-	-	-	-	-
21 白川村						
小計	1.06%	1.24%	8,185,855	2,637,520	10	

5) 院學奨助

①入学準備金（学用品費等）の支給月
②コロナ感染拡大による休校期間中の給食費について

④保護者への広報はどのようにしていますか。

⑤就学援助の認定対象基

学校では、入学説明会・入学式・始業式・HF

⑤教育長助学の決定対象基準							⑥教育長助学の決定対象基準									
⑤教育長助学の決定対象基準				⑥教育長助学の決定対象基準			⑦教育長助学の決定対象基準				⑧教育長助学の決定対象基準					
市町村	①所入学費額 交付税月額	②コロナ休校期間中の給食費	③教育長助学 給付金月額	④所得者への広帯の方法	H1P	支給率	その他	市町村	①所入学費額 交付税月額	②コロナ休校期間中の給食費	③教育長助学 給付金月額	④所得者への広帯の方法	H1P	支給率	その他	
1 坂南町	3月	休校期間中（3-5月）は、給付なし。ただし、4-5月分は、町の給食費無償助成事業として給付した。	適年随時			-	○	生活保護を受けている者、停止された者、町民税の非課税世帯 ・児童扶養手当を交付されている者 ・特別支援教育費や運動費の無償化制度に用いる保護費等制度1.3倍未満の世帯 ただし、1.3倍以上1.5倍未満の世帯は前年度と事情が著しく変わった場合は算入	3月	休校期間中（3-5月）は、給付なし。ただし、4-5月分は、町の給食費無償助成事業として給付した。	適年随時			-	○	生活保護を受けている者、停止された者、町民税の非課税世帯 ・児童扶養手当を交付されている者 ・特別支援教育費や運動費の無償化制度に用いる保護費等制度1.3倍未満の世帯 ただし、1.3倍以上1.5倍未満の世帯は前年度と事情が著しく変わった場合は算入
2 笠松町			適年随時			-	○	児童扶養手当の所得制限収入額を今年に児童扶養手当の受給の有無 市町民税の課税所得税額と比較し、はつきりとした基準なし。 総合的に判断して決定の可否を決定。			適年随時			-	○	児童扶養手当の所得制限収入額を今年に児童扶養手当の受給の有無 市町民税の課税所得税額と比較し、はつきりとした基準なし。 総合的に判断して決定の可否を決定。
3 菱井町	2月	4、5月の休校中は給食費を実施していないため、給付なし	適年随時			-	○				適年随時			-	○	
4 垂井町	3月	休校期間中は給食費を日割りで減額した	適年随時			1.3倍	-				適年随時			1.3倍	-	
5 岡村町	3月	臨時休校期間中の給付はしていない。	適年随時			1.3倍	×				適年随時			1.3倍	×	
6 神戸町	3月	休校期間中も給食費の支払いがあるため、支給した。	適年随時			-	-	特別支援教育費や運動費の必要額決定に用いる保護費等制度は町民税額に一定の係数（倍率）1.3倍			適年随時			-	-	
7 七輪之内町	9月	休校期間中の給食費は徴収していないため、給付はしていない	4月			1.3倍	×				適年随時			1.3倍	×	
8 安八町	2月	休校期間中は給食費を日割りで減額した	適年随時			1.3倍	×				適年随時			1.3倍	×	
9 掛土川町	1月	-	適年随時			1.3倍	×				適年随時			1.3倍	×	
10 大田町	3月	荒廃月のみ支給 6月～	適年随時			-	-	生活費給・要保護 住民税非課税世帯 児童扶養手当受給 その他（市）雇用保護			適年随時			-	-	
11 池田町	3月	給付していない	4～12月			1.5倍	×				適年随時			1.5倍	×	
12 北方町	3月（予定）	休校期間中も給付	適年随時			1.5倍	×				適年随時			1.5倍	×	
13 笠松町	3月	休校期間中も給付	適年随時			1.5倍	×				適年随時			1.5倍	×	
14 富加町	3月	休校期間中も給付	適年随時			1.5倍	×				適年随時			1.5倍	×	
15 川辺町	3月	休校期間中は給食費を日割りで減額した	適年随時			1.3倍	○	①生活停止又は廃止の市民税非課税世帯②児童扶養手当③主たる生計者の死亡、失踪、失業又は世帯の災害 ・生活保護受給者 生活保護費受給者 市民税非課税 ・児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 ・児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者			適年随時			1.3倍	○	①生活停止又は廃止の市民税非課税世帯②児童扶養手当③主たる生計者の死亡、失踪、失業又は世帯の災害 ・生活保護受給者 生活保護費受給者 市民税非課税 ・児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 ・児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者 児童扶養手当受給者
16 七宗町	4月	児童生徒1人につき20,000円支給した	適年随時			1.5倍	○	大規模な災害が定まる特別支援教育費や運動費の必要額決定に準じた必要額の1.3倍未満の世帯の者			適年随時			1.5倍	○	大規模な災害が定まる特別支援教育費や運動費の必要額決定に準じた必要額の1.3倍未満の世帯の者
17 八百澤町	3月	休校期間中は給食費を日割りで減額した	適年随時			-	○				適年随時			-	○	
18 白川町			適年随時			1.5倍	○				適年随時			1.5倍	○	
19 東白川村	7月	休校期間中も実施	適年随時			-	○				適年随時			-	○	
20 鶴巻町	4月	給付中	適年随時			○	○				適年随時			○	○	
21 白川村			適年随時			○	○				適年随時			○	○	
計			13	2	3	0	8	10								

入学資金として

6. 子育て支援について

5) 就学援助

⑥就学援助対象となる認定基準額または所得基準額。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合)

・4人家族(父母30歳代、子ども小学生と4歳児の場合)

⑦生活保護基準額の引き下げで認定対象基準額は変わりましたか

⑧申請書の受付先

⑨民生委員の証明が必要かどうか。

(市町村窓口・学校・両方)

市町村	⑥認定・所得基準額		備考	⑦引き下げ影響			⑧申請書受付先			⑨民生委員証明書	
	2人家族	4人家族		切下基準	対象外	従前の基準額	窓口	学校	両方可	必要	備考
1 岐南町	1,850,000			-					○	×	
2 笠松町		2,830,000									
3 養老町	-			-	-	○			○	○	
4 垂井町	162,706			-	-	○		○	○	○	
5 関ヶ原町	219,414			○	0				○	×	
6 神戸町	なし			-	-	-	○			○	
7 輪之内町	-			-	-	-		○		-	
8 安八町	2,152,000			-	-	○			○	○	
9 揖斐川町	-			-	-	-	○			×	
10 大野町		住民税非課税		-	-	-			○	○	
11 池田町	-			-	-	-			○	○	
12 北方町	-			-	-	-			○	○	
13 坂祝町	1,698,785			○	0			○		×	
14 富加町	2,040,000			-	-	○				-	
15 川辺町	1,579,800			-	-	-		○		×	
16 七宗町	-			○	0		○			×	
17 八百津町	147,711			-		のとおり、生活保護基準をつかっている	○			○	
18 白川町											
19 恵白川村	1,195,020			○	0				○	×	
20 御嵩町	上記基準	上記基準		○	0				○	○	
21 白川村											
小計	11,045,436	16177669		5	0	4	6	4	8	9	

6. 子育て支援について

5) 就学援助

⑩就学援助受給者数・支給額

	市町村	2019年度実績			2020年度予算		
		受給者数	受給割合	支給額	受給者数	受給割合	支給額
1	岐南町	233	10.3%	18,102,684	232	11.3%	17,902,000
2	笠松町						
3	養老町	-	-	-	-	-	-
4	垂井町	52	2.26%	3,336,178	61	2.67%	525,600
5	関ヶ原町	8	100%	715,981	20	100%	1,973,000
6	神戸町	18	1.20%	1,771,128	25	2%	2,781,000
7	輪之内町	29	3.3%	1,262,670	32	3.7%	1,570,000
8	安八町	107	7.1%	7,599,409	118	8.1%	10,338,850
9	揖斐川町	92	6.67%	1,797,329	101	7.73%	3,546,000
10	大野町	43	2.1%	3,149,218	65	3.2%	6,250,000
11	池田町	95	4.83%	7,225,000	83	4.22%	7,692,000
12	北方町	240	15.0%	19,791,613	277	15.9%	25,610,170
13	坂祝町	17	2.7%	745,626	23	3.6%	1,904,000
14	富加町	14	5.7%	950,447	20	8%	1,885,490
15	川辺町	40	5.2%	3,110,000	42	5.5%	2,952,000
16	七宗町	19	-	1,334,080	17	-	1,104,000
17	八百津町	36	5%	3,101,536	45	7%	5,170,000
18	白川町						
19	東白川村	4	-	202,223	3	-	149,000
20	御嵩町	122	10%	4,398,182	112	約12%	9,539,000
21	白川村						
	小計	1169	12.1%	78,593,304	1276	13%	100,892,110

6. 子育て支援について

5) 就学援助

⑩就学援助受給者数・支給額

⑪支給項目

市町村	2019年度実績			2020年度予算			⑪支給項目
	受給者数	受給割合	支給額	受給者数	受給割合	支給額	
1 岐南町	233	10.3%	18,102,684	232	11.3%	17,902,000	学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費(宿泊有、宿泊無)、修学旅行費、給食費
2 笠松町							
3 養老町	-	-	-	-	-	-	
4 垂井町	52	2.26%	3,336,178	61	2.67%	525,600	
5 関ヶ原町	8	100%	715,981	20	100%	1,973,000	
6 神戸町	18	1.20%	1,771,128	25	2%	2,781,000	
7 輪之内町	29	3.3%	1,262,670	32	3.7%	1,570,000	昨年度回答と同じ
8 安八町	107	7.1%	7,599,409	118	8.1%	10,338,850	
9 揖斐川町	92	6.67%	1,797,329	101	7.73%	3,546,000	昨年度回答と同じ
10 大野町	43	2.1%	3,149,218	65	3.2%	6,250,000	
11 池田町	95	4.83%	7,225,000	83	4.22%	7,692,000	
12 北方町	240	15.0%	19,791,613	277	15.9%	25,610,170	新入学児童生徒学用品費等、学用品等、通学用品費、校外活動費、修学旅行費
13 坂祝町	17	2.7%	745,626	23	3.6%	1,904,000	
14 富加町	14	5.7%	950,447	20	8%	1,885,490	
15 川辺町	40	5.2%	3,110,000	42	5.5%	2,952,000	
16 七宗町	19	-	1,334,080	17	-	1,104,000	
17 八百津町	36	5%	3,101,536	45	7%	5,170,000	
18 白川町							
19 栗白川村	4	-	202,223	3	-	149,000	
20 御嵩町	122	10%	4,398,182	112	約12%	9,539,000	昨年度回答と同じ
21 白川村							
小計	1169	12.1%	78,593,304	1276	13%	100,892,110	

(6) 保育所（園）について伺います

①保育料の減免制度はありますか③市民税所得割額に年少扶養控除を反映させて階層認定するなど、保育料軽減措置を実施していますか

自治体	①減免	③軽減措置	減免制度内容
1 岐南町	○	×	18才未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が入園しているときは、第3子目以降は0円
2 笠松町			
3 養老町	-	×	-
4 垂井町	○	×	災害その他の理由により特に必要と認める場合、全部若しくは一部を免除
5 関ヶ原町	○	×	・ 国に準じた軽減 ・ 支給認定の世帯であって、同一世帯に保育所のほか、小学校に2人以上の児童がいる場合、保育所に通う児童の保育料は無料
6 神戸町	○	×	★同一世帯で2人以上の児童が入園している場合、2人目は半額、3人目以降は無料。
7 輪之内町	○	○	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもが3人以上いる場合、3人目以降については無料。
8 安八町	○	×	第2子軽減(町単位)
9 揖斐川町	○	○	-
10 大野町	○	×	長期にわたり所得が皆無、病气、災害で納入が
11 池田町	○	○	-
12 北方町	×	×	-
13 坂祝町	○	×	同一世帯から2人以上の児童が同時就園する場合：第2子半額・第3子以降無料。 ※所得割課税額57,700円未満世帯で子どもが3人以上いる場合第2子半額・第3子以降は無料(非同時入所時) ※所得割課税額97,000円未満世帯に18歳未満3人以上の児童がいる場合、第3子以降は無料(非同時入所)
14 富加町	×	×	-
15 川辺町	○	×	国、県と同じ
16 七宗町	○	×	第2子半額、第3子以降全額免除
17 八百津町	×	○	-
18 白川町			
19 栗白川村	○	×	・ 同時在園の場合第2子(半額)・第3子(無料)
20 御嵩町	×	×	
21 白川村			
	13	4	

(6) 保育所(園)について伺います

②給食費への減免制度を実施していますか

自治体	減免	給食費減免の内容
1 岐南町	○	18才未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童が入園しているときは、第3子目以降は0円
2 笠松町		
3 養老町	△	
4 垂井町	○	・園に準じた軽減 ・支給認定の世帯であって、同一世帯に保育所のほか、小学校に2人以上の児童がいる場合、保育所に通う児童の副食費は無料
5 関ヶ原町	○	
6 神戸町	○	町内の幼児園に通う3～5歳児の給食費が無料。 また、高校生世代までの子どもが3人以上いる世帯に対して、3人目以降の給食費を無料としている。
7 輪之内町	○	町内施設に通っている子供の給食費は全額無償
8 安八町	×	
9 揖斐川町	○	主食費、副食費とも無料にしている
10 大野町	×	
11 池田町	○	国制度と同様、年収360万円未満世帯の児童に対して、副食費を免除。保育料第4段階にあたる世帯で18歳未満の児童を3人以上療育する場合、3子目以降の児童について副食費を免除。
12 北方町	×	
13 坂祝町	×	
14 富加町	○	副食費は、第3子以降は、3歳以上児は18歳から数えて3人目は所得制限なしで無償 主食費は、3歳以上児は無償
15 川辺町	×	
16 七宗町	○	副食費を無償
17 八百津町	○	3歳以上の副食費は、18歳未満から数えて3子目以降であれば免除/主食費は全額公費負担
18 白川町		
19 真白川村	○	3歳以上児副食費無料
20 御嵩町	×	
21 白川村		
	○11, △1	

5. 子育て支援について

6) 保育所（園）について

④ 保育所の数と定数について

自治体名 2020年度
2019年度

	市	公立保育所		公設民営保育所		民間認可保育所		民間認可外保育所		幼保連携型子ども園		幼稚園型子ども園		地方裁量型		小規模保育事業所		家庭的保育事業所		幼稚園		総数		
		施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	施設数	定数	
④保育所の数と定数について	1	岐南町	-	-	-	-	3	360	-	-	2	380	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	910
	2	笠松町	-	-	-	-	3	360	-	-	2	380	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	910
	3	養老町	0	0	0	0	3	170	0	0	6	505	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	770
	4	垂井町	6	855	-	-	3	190	0	0	6	505	0	0	0	0	-	-	-	-	7	490	14	1480
	5	関ヶ原町	6	855	-	-	-	-	-	-	1	135	-	-	-	-	-	-	-	-	7	490	14	1480
	6	神戸町	4	645	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	197
	7	輪之内町	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	197
	8	安八町	4	645	-	-	-	-	3	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	180	8	825	
	9	揖斐川町	-	-	-	-	-	-	-	-	3	440	-	-	-	-	-	-	-	4	180	11	859	
	10	大野町	-	-	-	-	-	-	-	-	3	440	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	440	
	11	池田町	5	590	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	570	
	12	北方町	4	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	570	
	13	坂祝町	4	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	594	
	14	富加町	-	-	-	-	1	70	-	-	1	110	-	-	-	-	-	-	-	1	150	3	330	
	15	川辺町	-	-	-	-	1	70	-	-	1	110	-	-	-	-	-	-	-	1	150	3	330	
	16	七宗町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	242	
	17	八百津町	3	220	-	-	1	80	-	-	2	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	300	
	18	白川町	-	-	-	-	-	-	-	-	2	235	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
	19	寒白川町	1	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
	20	御嵩町	2	155	1	110	1	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	60	
	21	白川村	3	265	-	-	1	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	377	
																						4	365	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
																						0	0	
										</														

(6) 保育所(園)について伺います

⑥受け入れ児童数増減と保育士について

--

79

6. 子育て支援について

(6) 保育所（園）について伺います

⑦障がい児を受け入れる保育所施設・障がい児加算、自治体独自加算の有無

⑦障がい児を受け入れる保育所施設																			
市町村	公立保育所			公設民営保育所			民間認定保育所			認定子ども園			地域型保育所			受入施設数	受け入れ人数		
	施設数	人数	保育士加配(人)	施設数	人数	保育士加配(人)	施設数	人数	加算	施設数	人数	加算	施設数	人数	加算				
1	岐南町	-	-	-	-	-	3	9	○	3	34	○	-	-	-	6	43		
2	笠松町															0	0		
3	養老町	0	0	-	0	0	3	0	×	7	5	×	0	0	×	10	5		
4	垂井町	4	5	5	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	4	5		
5	関ヶ原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	×	-	-	2	1		
6	神戸町	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1		
7	輪之内町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7	×	-	-	3	7		
8	安八町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	3	1		
9	揖斐川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	×	-	-	7	6		
10	大野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	43	○	-	-	7	43		
11	池田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	-	-	-	3	16		
12	北方町	4	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-		
13	坂祝町	-	-	-	-	-	-	1	2	○	-	-	-	-	-	1	2		
14	富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	×	-	-	1	0		
15	川辺町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	40	○	-	-	3	40		
16	七宗町	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2		
17	八百津町	3	16	8	-	-	-	1	6	×	-	-	-	-	-	4	22		
18	白川町															0	0		
19	東白川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
20	御嵩町	2	21	8	1	12	4	1	2	○	-	-	-	-	×	4	35		
21	白川村															0	0		
計		15	45	38	1	12	4	9	19	3	39	153	3	0	0	64	229		

6. 子育て支援について

6) 保育所(園)について

⑧病児・病後児保育施設について

市町村	設置数	対象・条件	⑧病児・病後児保育施設			
			開所時間	利用料	民間補助	
1 岐南町	1	小学校3年生以下	月～金 AM9:00～PM6:00	3,000円/日	なし	
2 笠松町						
3 養老町	0	-	-	-	-	
4 垂井町	1	2か月以上小学3年生まで	平日 8:00～18:00 休日 8:00～12:30	2000円(1人1日)	-	
5 関ヶ原町	×	-	-	-	-	
6 神戸町	×	-	-	-	-	
7 輪之内町	1	生後6ヶ月～小学3年	8時～18時	1日2,000円/人	×	
8 安八町	1	生後8ヶ月～小学6年生	8時～18時	1日2,000円/人	×	
9 揖斐川町	1	7ヶ月～小学3年。 医療機関の診断で症状の急変が認められない場合	平日8:30～17:00 土曜8:30～11:30	1日2,000円/人	岐阜羽鳥ボランティア協会へ委託し、委託料を支払っている	
10 大野町	1	1才～小3	8:30～17:00	2,000円	○	
11 池田町	2	生後2ヶ月～小学6年(市内)	平日8時～18時	1人2,000円/日 (多子世帯は無料)	市からの委託事業	
12 北方町	-	-	-	-	-	
13 坂祝町	1	0歳～小学3年生(市内在住者又は協定した市町に住所ある児童)	8時30分～17時15分	2,000円 (給食費別途300円)	○	
14 富加町	1	小規模保育事業所 体調不良児	園と同じ	なし	○	
15 川辺町	×	-	-	-	-	
16 七宗町	×	-	-	-	-	
17 八百津町	1	1才～小3まで	9:00～17:00	500円～1,500円	○	
18 白川町						
19 寒白川村	2	病気の回復期に至っていない若しくは回復期であり集団保育や家庭保育が困難な生後6ヶ月～小学校3年生までの児童	8時30分～18時	1人2,000円/日 3人以上扶養する他子世帯は全額助成。	○	
20 御嵩町	1	当該施設の利用者のみ(体調不良児型)	7時30分～18時30分	0円	-	
21 白川村						
総計	14				5	

6. 子育て支援について

保育所（園）について伺います

○はい・ある、△検討中・どちらとも言えない、×いいえ・ない

⑨保育士の数について ⑩保育士確保と離職防止の単独事業

市町村	⑨保育士の数について				⑩保育士確保、離職防止の単独事業			
	公立保育所		公設民営保育所		有無	単独事業の中心		
	正規	非正規	無資格助手 採用施設数	無資格助手 採用施設数				
	施設なし							
1 岐南町					○	保育士を新規で雇用した場合、その施設に1人雇用する毎に10万円補助する		
2 笠松町	228	209	9		○	★市内保育士として新たに就労する際の就職準備費用（上限5万円）の補助★市外から市内に引越して市内保育士として新たに就労する場合の引越し費用（上限10万円）及びアパート入居費用（上限5万円）補助。		
3 養老町	0	0	0	0	×			
4 垂井町	63	63	0	-	×			
5 関ヶ原町	-	-	-	-	×			
6 神戸町	33	47	2	-	×			
7 鵜之内町	17	24	0	-	×			
8 安八町	76	35	0	-	×			
9 揖斐川町	39	38	-	-	△			
10 大野町	-	-	-	-	×			
11 池田町	48	20	5	-	○	受験資格の年齢要件を引き上げて、幅広い年代が受験できるように工夫している。		
12 北方町	29	43	1	-	○	新規正規採用職員に対し、フレッシュアップ研修を実施し、保育士としての心構え、具体的な保育の方法（保育参観を含む）を伝えている。		
13 坂祝町	-	-	-	-	×			
14 富加町	12	19	1	-	×			
15 川辺町	-	-	-	-	×			
16 七宗町	7	10	0	-	×			
17 八百澤町	20	26	1	-	×			
18 白川町	21	21	0		○	・新規正規保育士に対し就職準備資金（20万円）無利息貸付。 2年間勤務で返還を免除。		
19 東白川村	6	3	0	-	×			
20 御嵩町	12	29	0	8	×			
21 白川村					×			
	611	587	19	8	0	△5, △1		

5) 関ヶ原町：認定こども園／正：13、非：17

6. 子育て支援について
7) 学童保育について

①学童保育所について ②入所申込み児童数・待機児童数 ③障がい児受け入れ数 ④指導員数

市	設置	対象年齢	開所時間	①学童保育所設置内容		民間補助	②申込・待機		③障がい児受入れ数		④指導員数	
				利用料	児童数		申込数	待機数	クワラフ数	人数	正規	非正規
1 坂南町	3	小学校1年～6年生	平日 放課後～19:30 休日 7:00～19:00	原則5,000/月	×		266	0	3	4	0	57
2 笠松町												
3 養老町	9	小1～小4年生	平日:14:30～18:30 土日:8:00～18:30	所得による応能負担	×		207	0	1	1	0	34
4 垂井町	5	小学1年～6年生	18時まで	月10,000円	×		194	0	0	0	0	47
5 関ヶ原町	1	小1～小6	下校時～18時30分	所得・日によって違う	-		30	0	0	0	0	5
6 神戸町	4	6～10歳 (長期休暇は12歳まで)	授業終了から18:00 長期休暇 8:00～18:00	月額6,000円 夏季休暇12,000円/春休み・冬休み3,000円	なし		320	0	3	10	0	28
7 輪之内町	3	小1～6年生	平日/授業終了後～18:00 長期休暇/8:00～18:00	平日/9,000円 長期休暇/別料金設定	×		176	0	0	0	0	32
8 安八町	4	小1～6年生	終了後～19:00 長期休暇 7:30～19:00	4,500円/月額 (7・8月)6,000円 4,500/月	×		235	0	0	0	0	15
9 揖斐川町	6	6～11	14:30～18:00		×		126	0	3	4	0	19
10 大野町	6	小学1年～小学6年生	①平日の小学校の授業のある日 下校時から18:30 ②土曜日(5人以上で開設) 夏休み等8:00～18:30 (今年度から夏休みのみ7:45～18:30)	住民税課税世帯6,000円(8月・10,000円) 非課税世帯3,000円(8月:5,000円) 生活保護世帯0円	×		699	0	11	28	19	55
11 池田町	5	小学1年～6年生	下校時～19:00 (下記長期休暇7:30～19:00)	5,000円/月 (長期休暇 別料金設定)	×		182	9	0	0	0	32
12 北方町	6	小1～小6	通常時 授業終了時～19:00 長期休暇時 8:15～19:00	通常利用:5,000円 長期利用:8,000円 長期利用において利用の開始及び終了が月の途中であり、 長期利用日数が15日に満たない場合:3,000円 延長利用:+1,000円	-		210	19	6	0	-	6
13 坂羽町	2	小学生	下校～18:00 8:00～18:30(長期)	2,000～3,500円/月 1,000/回	○		178	0	1	-	0	12
14 富加町	1	小1～6年生	授業終了～/土8:00～/ 夏休み7:45～	8:00～18:00 月～金5,000円/月～土6,000円 7:45～18:30 月～金5,500円/月～土6,600円	×		1	0	0	0	-	11
15 川辺町	4	小学生(6～12)	平日:放課後～18:00 土曜:8:00～18:00	4000～	×		106	0	3	7	2	20
16 七宗町	2	小1～6年生	8:00 14:00	5,000円	-		65	0	-	0	4	6
17 八百津町	3	小1～小6	放課後～18:00	区分により異なる	×		115	0	2	5	-	17
18 白川町												
19 真白川村	1	小1～6年生	8～17	8,000円	-		8	0	0	0	2	2
20 御嵩町	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-
21 白川村												
A+B	65				1		3118	28	33	59	27	398

1 施設は直営。④直営の場合

7. 障がい者施策について

1) 障がい者(児)の手帳交付数と受給者証発行数について

	市町村	身体障がい			知的障がい			精神障がい			聾・盲重複		
		交付数	障がい者 受給者証	障害児 受給者証	交付数	障がい者 受給者証	障害児 受給者証	交付数	障がい者 受給者証	障害児 受給者証	交付数	障がい者 受給者証	障害児 受給者証
1	岐南町	900		52	222		105	168		31	1		1
2	笠松町												
3	養老町	84		19	7		62	113		39	0		0
4	垂井町	75		25	41		104	109		46	0		0
5	関ヶ原町	333		-	77		-	58		-	-		-
6	神戸町	96		23	31		77	76		23	0		0(不明)
7	輪之内町	358		5	85		39	60		9	0		0
8	安八町	514		26	144		66	112		19	-		-
9	揖斐川町	126		32	35		92	103		31	0		-
10	大野町	814		28	228		88	167		42	0		0
11	池田町	947		30	226		72	194		43	133		0
12	北方町	42		4	8		26	25		6	0		0
13	坂祝町	45		10	20		28	32		16	-		-
14	富加町	236		-	45		-	44		-	-		-
15	川辺町	456		14	110		66	77		29	64		4
16	七宗町	39		6	7		15	25		11	0		0
17	八百津町	532		23	158		72	118		30	1		0
18	白川町												
19	東白川村	3		10	0		4	1		3	0		0
20	御嵩町	792		40	172		95	176		38	0		0
21	白川村												
計		6,392		347	1,616		1,011	1,658		416	199		5

84
県/4 県

5) 関ヶ原町: 身体・知的・精神障がい者の受給者証の合計は50
6) 神戸町: 障がい福祉サービス受給者発行数 難病:1 児童:80

7. 障がい者施策について

2) 65歳以上のサービスは一律介護保険制度に移行しているか

・移行している ・個々の状況判断

市町村	移行	個別状況 判断	どのような場合に介護保険へ全面移行すると判断していますか
1 岐南町		○	個々の障害特性による。
2 笠松町			
3 養老町		○	介護保険と重複するサービスののみを利用している場合
4 垂井町		○	現状利用している障害福祉サービスに該当する介護サービスがあり、本人の状況(障害特性など)から移行が可能と判断される場合
5 関ヶ原町		○	
6 神戸町		○	障がい者のサービスと同様のサービスの受け入れるとき。
7 輪之内町		○	介護保険サービスで障がい福祉サービスと同一内容であり、支給量も満たせる場合。
8 安八町		○	身体的な状況等
9 揖斐川町		○	介護保険を優先するが、障がいの症状、受け入れ先、家族の状況等により、移行できないときがある。
10 大野町		○	身体的状況による。必要とするサービスの状況を見て判断。
11 池田町		○	
12 北方町		○	介護保険にて同種類のサービスを受け入れられる場合
13 坂祝町		○	介護保険のサービスでも障害と同等のサービスが利用できる場合
34 富加町		○	区分認定結果、支給量、サービスの内容によって障害福祉サービス同等のサービスを引き続き介護保険サービスでも受けることができる場合、移行する。
36 川辺町		○	障がい者へのサービスと介護保険のサービスが同等の場合に全面移行
37 七宗町		○	介護保険で対応できる場合は全面移行
38 八百津町		○	
39 白川町			
40 東白川村		○	計画相談員とケアマネがケース会議を行い、障がいサービス利用者が介護認定調査を受け、要介護3以上の判定が出ており、介護保険サービス利用の方が適切な場合に移行。
41 御嵩町	○		利用しているサービスの内容、利用している事業所、本人の状態等を勘案した上で判断しています。(昨年度と同じ回答)
42 白川村			

7. 障がい者施策について

3) 地域生活支援事業の低所得者への負担軽減について

①利用料負担上限月額の設定 ②市町村民税非課税世帯の利用料減免

市町村		地域生活支援事業の低所得者負担軽減	
	市町村	①利用料 月額上限	②非課税世帯 利用料減免
		利用料上限	利用料減免
1	岐南町	○	×
2	笠松町		
3	養老町	○	○
4	垂井町	○	○
5	関ヶ原町	○	○
6	神戸町	○	○
7	輪之内町	○	○
8	安八町	○	○
9	揖斐川町	-	-
10	大野町	×	×
11	池田町	○	○
12	北方町	○	○
13	坂祝町	○	○
14	富加町	○	○
15	川辺町	○	○
16	七宗町	○	○
17	八百津町	○	○
18	白川町		
19	東白川村	○	○
20	御嵩町	○	×
21	白川村		
小計		16	14
		具体的内容	
		①②とも所得に応じて月額負担上限額が設定されている。非課税世帯は自己負担なし。	
		市町村民税非課税世帯は基準単価の1割負担、生活保護世帯0円	
		障害福祉サービスの利用者負担額と同様の方法で設定している。	
		住民非課税世帯又は住民非課税者について利用者負担を無料としている	
		①障がい者福祉サービスの利用者負担に準じて利用料を決定	
		②利用者の多い移動支援、日中一時に關しては、すべての利用者から減免申請を受けて利用料を免除している	
		上限月額：介護給付費等の障がい福祉サービスと同額／減免：非課税世帯は利用料の徴収なし(上限月額が0円とな	
		18歳未満世帯全員非課税なら、0円／18歳以上本人非課税なら、0円	
		非課税世帯0円、町民税所得割額16万円未満の世帯9,300円、一般世帯37,200円	
		低所得者は利用者負担額が0円のため負担軽減を設けていない。	
		生活保護・非課税世帯0円	
		上限 課税世帯 児：町民税所得割28万円以下4,600円 28万円以上37,200円	
		者：町民税所得割16万円以下9,300円 28万円以上37,200円	
		障害者総合支援法第17条及び附則第11条の例を準用。	
		・町民税非課税者0円	
		・町民税課税世帯で、所得割額が16万未満の方 9,300円(月額負担上限額)	
		・町民税課税世帯で、所得割額が16万以上の方 37,200円(月額負担上限額)	
		世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて設定する	
		障害者自立支援法施行条例第17条を準用	
		生保:0円 非課税世帯+本人収入80万円以下:15,000円	
		非課税世帯+本人収入80万円以上24,600円 その他:37,200円	
		自立支援給付と同じ	

7. 障がい者施策について

4) 地域生活支援事業の移動支援の利用者数

	市町村	移動支援			
		①利用 実人数	②最多支給 時間/月	③月平均 支給時間数	④実際の利 用時間数/月
1	岐南町	129	18	79	959
2	笠松町				
3	養老町	21	50	14	10.2
4	垂井町	20	37	13	5.5
5	関ヶ原町	8	100	30	-
6	神戸町	25	40	23	171
7	輪之内町	3	34	27.4	329
8	安八町	15	40	-	6.5
9	揖斐川町	16	80	23.8	12.1
10	大野町	43	40	19	87
11	池田町	33	80	7.5	247
12	北方町	28	60	21	120
13	坂祝町	2	25	15	-
14	富加町	1	7	5.6	-
15	川辺町	0	-	-	-
16	七宗町	2	32.5	16.2	12
17	八百津町	0	0	0	0
18	白川町				
19	東白川村	0	-	-	-
20	御嵩町	19	50	14.7	62
21	白川村				
計		365	693.5	309.2	2021.3

④月平均

①-③元年度中,④平均

1人当り

支給決定時間・年間利用時間

1人当り

7. 障がい者施策について

- 5) 入院中、通院中、通院診療中のヘルパー付き添いについて、報酬を支援しています。
※認めている、支給している（○）・認めていない、支給していない（×）

	市町村	ヘルパー付き添い					
		入院中	報酬	通院中 病院内	報酬	通院 診療中	報酬
1	岐南町	×	×	×	×	×	×
2	笠松町						
3	養老町	×	×	×	×	×	×
4	垂井町	○	○	○	○	×	×
5	関ヶ原町	×	×	×	×	×	×
6	神戸町	×	×	○	○	○	○
7	輪之内町	×	×	○	○	○	○
8	安八町	○	○	○	○	○	○
9	揖斐川町	×	－	×	－	×	－
10	大野町	×	×	×	×	×	×
11	池田町	×	×	×	×	×	×
12	北方町	－	－	－	－	－	－
13	坂祝町	×		○	○	○	○
14	富加町	×	×	×	×	×	×
15	川辺町	×	×	×	×	×	×
16	七宗町	－	×	－	×	－	×
17	八百津町	×	×	×	×	×	×
18	白川町						
19	東白川村	○	○	○	○	○	○
20	御嵩町	○	×	○	×	○	×
21	白川村						
小計		4	3	7	6	6	5

7. 障がい者施策について

6) 身障4級・精神3級・療育B2への医療費窓口負担助成はありますか
(○ある、△検討中、×ない)

	市町村	身障4級	精神3級	療育B2	助成制度の具体的中身
1	岐南町	×	×	×	
2	笠松町				
3	養老町	×	×	×	
4	垂井町	×	×	×	
5	関ヶ原町	×	×	×	
6	神戸町	×	×	×	
7	輪之内町	×	×	×	
8	安八町	×	×	×	
9	揖斐川町	×	×	×	
10	大野町	×	×	×	
11	池田町	×	×	×	
12	北方町	×	×	×	
13	坂祝町	-	-	-	
14	富加町	×	×	×	
15	川辺町	×	×	×	
16	七宗町	-	-	-	
17	八百津町	○	×	×	八百津町福祉医療費助成に関する条例第2条(5)の要件に該当する対象者。助成内容は、上記条例第4条の支給額に基づく。
18	白川町				
19	東白川村	×	×	×	
20	御嵩町	○(一部)	×	○	身体障害者手帳4級所持者は、町民税均等割以下のとき助成対象となる(町補助567-) 岐阜県内の医療機関を受診する際、受給者証を提示すれば保険適用の自己負担額が現物助成となる。ただし入院時食事療養費は助成対象外
21	白川村				
	小計	2	0	1	

7. 障がい者施策について

7) 障がい者雇用率について（採用人数）

（○ある、△検討中、×ない）

法定雇用率：2.50%

	市町村	身障	知的	精神	合計人数	職員全体に占める割合
1	岐南町	2	1	0	3	1.4%
2	笠松町				0	
3	養老町	5	1	0	6	2.0%
4	垂井町	-	-	-	-	-
5	関ヶ原町	2	0	0	2	1.95%
6	神戸町	2	0	2	4	2.5%
7	輪之内町	2	0	0	2	1.2%
8	安八町	2	0	0	2	1.61%
9	揖斐川町	-	-	-	-	-
10	大野町	4	1	0	5	3.2%
11	池田町	6	0	0	6	3.0%
12	北方町	3	1	0	4	1.6%
13	坂祝町	-	-	-	-	-
14	富加町	2	-	-	2	-
15	川辺町	3(2)雇用率計算上の人数	0	2	5	3.18%
16	七宗町	1	1	0	2	2.0%
17	八百津町	0	1	1	2	1.3%
18	白川町				0	
19	東白川村	1	-	-	1	1.5%
20	御嵩町	1	0	1	2	1.33%
21	白川村				0	
計		36	6	6	48	

7. 障がい者施策について

8) 新型コロナウイルスに関わって以下の質問にわかる範囲でご回答ください

①昨年同月比で減収になった事業所数 ②休廃業施設

市町村	①減収事業所（減収事業所数／事業所総数）						②休廃業事業所（減収事業所数／事業所総数）					
	生活介護	就労支援	入所施設	訪問介護	GH	放課後等デイ	生活介護	就労支援	入所施設	訪問介護	GH	放課後等デイ
1 岐南町	-/2	-/7	-/0	-/5	-/1	-/5	0/2	0/7	0/0	0/5	0/1	0/5
2 笠松町	未把握											
3 養老町												
4 垂井町	2/2	2/2	0/3	2/2	1/2	0/0	0/2	0/2	0/3	0/2	0/2	0/0
5 関ヶ原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 神戸町	-	-	-	-	-	-	0/1	0/1	0/0	0/0	0/0	0/0
7 輪之内町	1/1	1/2	-	-	-	-	0/1	0/2	-	-	-	-
8 安八町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9 揖斐川町												
10 大野町	不明						不明					
11 池田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 北方町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 坂祝町	不明						なし					
14 富加町	-	-	-	1/1	-	3/3	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 七宗町	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
17 八百津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 白川町												
19 東白川村	不明						0/	0/	0/	0/	0/	0/
20 御嵩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 白川村												
計												

7. 障がい者施策について

8) 新型コロナウイルスに関わって以下の質問にわかる範囲でご回答ください

③障害福祉施設に対して、独自補助等をされましたか

	市町村	独自補助等	補助等の具体的な内容
1	岐南町	○	新型コロナウイルス感染予防対策にかかる経費の一部を補助(上限10万円)
2	笠松町		
3	養老町	-	-
4	垂井町	×	
5	関ヶ原町	×	
6	神戸町	×	
7	輪之内町	×	
8	安八町	○	休業要請期間中 (R2. 4. 11～5. 31) の児童発達、放課後デイの利用者減少分の基本報酬を補償。
9	揖斐川町	-	-
10	大野町	×	
11	池田町	○	町内の就労継続支援B型事業所に対して、新型コロナウイルスの影響による減収分を補助した。
12	北方町	×	
13	坂祝町	×	
14	富加町	×	
15	川辺町	×	
16	七宗町	×	
17	八百津町	×	
18	白川町		
19	東白川村	×	
20	御嵩町	×	
21	白川村		
計		3	

8. 保健・予防事業について

⑤人間ドック助成制度について

●人間ドック助成自治体と実績比較

2019年度

	町村	助成有	2019年度 実績
1	岐南町	○	68
2	笠松町		
3	養老町	○	85
4	垂井町	○	173
5	関ヶ原町	○	2
6	神戸町	○	102
7	輪之内町	○	15
8	安八町	○	43
9	揖斐川町	×	-
10	大野町	○	76
11	池田町	○	39
12	北方町	○	61
13	坂祝町	○	50
14	富加町	○	0
15	川辺町	○	57
16	七宗町	-	-
17	八百津町	○	68
18	白川町		
19	東白川村	○	14
20	御嵩町	○	89
21	白川村		
合計		16	942

●特定健診受診率比較

2019年度

	町村	目標	達成率	生保健診 負担減免
1	坂祝町	60.0%	53.3%	○
2	七宗町	60.0%	53.3%	×
3	安八町	60.0%	51%	○
4	東白川村	-	49.10%	○
5	揖斐川町	60.0%	46.7%	○
6	御嵩町	40.0%	44.10%	○
7	八百津町	41.5%	42.9%	×
8	富加町	44.0%	42.2%	○
9	輪之内町	-	41.8%	×
10	岐南町	39.9%	40.1%	○
11	養老町	41.0%	39.3%	×
12	関ヶ原町	45.0%	39.20%	×
13	北方町	40.0%	36.7%	-
14	大野町	45.0%	33.50%	○
15	垂井町	33.0%	26.6%	×
16	神戸町	-	-	-
17	池田町	-	-	×
18	川辺町	-	-	-
19	笠松町			
20	白川町			
21	白川村			
				8

② 資自治体住民の健康寿命について伺います

③ 特定健康診査結果で特に多かった疾患（異常値）は何でしたか

② 資自治体住民の健康寿命について伺います

③ 特定健康診査結果で特に多かった疾患（異常値）は何でしたか

[illegible]

※健康寿命は、要介護2以上を不健康状態とし、それ以外を健康な状態として算出しております。国の基準ではなく岐阜県第3次ヘルスプランより

8、保健・予防事業について

【 岐南町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類		実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）		個・集	39.9%	3,332	1,336	40.1%	500	8-10月	○
がん 検 診	胃がん	集団	50%	5,732	918	16.0%	500	8-12月	○
	大腸がん	集団	50%	5,732	1,556	27.1%	500	8-12月	○
	肺がん	集団	50%	5,732	1,505	26.3%	400	8-12月	○
	子宮がん	個別	50%	4,659	835	32.8%	500	9-12月	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	個・集	50%	3,537	820	38.3%	500	8-1月	○
	前立腺がん	集団	50%	1,967	558	28.4%	500	8-12月	○
歯周疾患		個別	40%	2,398	136	5.7%	0	10-12月	×

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

貧血検査, 心電図検査, 眼底検査, クレアチン, HbA1c, 血糖, 尿潜血, 尿酸

⑤人間ドッグの助成制度

対象:40、43、46、49、52、55、58、61、64、67歳の各年齢時に人間ドッグを受けた者。
滞納がない者。年に1回を限度とする。
限度額について

国民健康保険の被保険者 その他の保険の被保険者
人間ドッグ総合健診料助成額 20,000円 10,000円
子宮頸部細胞診料助成額 2,000円 1,000円
骨粗しょう症検診料助成額 2,000円 1,000円

【 笠松町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）								
がん検診	胃がん							
	大腸がん							
	肺がん							
	子宮がん							
	乳がん	超音波						
	マンモグラフィー							
	前立腺がん							
歯周疾患								
その他（胃がんリスク検診）								
その他（骨粗鬆症検診）								
その他（肝炎ウイルス検診）								

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

⑤人間ドッグの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 養老町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

※2019年度実績を記入下さい

健診（検診）の種類		実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免	
特定健診（40歳以上）		個・集	41%	4,982	1,956	39.3%	0円	6-12月	×	
がん 検 診	胃がん	集団	50%	18,779	1,253	6.7%	X線:500円 内視鏡:1000円	4-6月 9-1月	○	
	大腸がん	集団	50%	18,779	2,524	13.4%	500円		○	
	肺がん	集団	50%	18,779	1,541	8.2%	X線:100円 内視鏡:400円		○	
	子宮がん	集団	50%	12,280	895	7.2%	500円	通年	○	
	乳がん	超音波	個	50%	-	132	-		300円	
	マンモグラフィー	個・集	50%	9,876	841	9.9%	500円 (超音波+マンモ)		○	
	前立腺がん	個別	-	-	-	-	1000円		5-12月	○
歯周疾患		個別	-	1,635	131	8.0%	0円	6-8月	×	
その他		-	-	-	-	-	-	-		

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

尿酸 尿潜血 クレアチニン

【 垂井町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	33%	4,155	1,104	26.60%	1,000円	6-2月	×
がん検診	胃がん	個・集	16,671	782	4.70%	700円	6-12月	○
	大腸がん	個・集	19,290	1,823	9.50%	500円	6-12月	○
	肺がん	個・集	16,671	1,434	8.60%	500円	6-12月	○
	子宮がん	個・集	11,100	926	8.30%	700円	6-12月	○
	乳がん 超音波	個・集	629	77	12.2	700円	6-12月	○
	マンモグラフィー	個・集	9,462	950	10.00%	700円	6-12月	○
	前立腺がん	個・集	5,982	667	11.10%	500円	6-12月	○
歯周疾患	個・集	1.20%	1,577	13	8.20%	0円	6-12月	×
その他（肝炎ウイルス検診） 過去に市の検診未受診者のみ	個・集	3.00%	16,671	184	1.10%	500円	6-12月	○

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

血液：クレアチニン、尿酸、赤血球、血色素量、ヘマトクリット値、白血球
尿検査：潜血 COPDスクリーニング

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 関ヶ原町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	集団	45%	1,346	528	39.20%	1,000	6-9月	×
がん検診	胃がん	-	4,972	300	6.00%	700	5-12月	-
	大腸がん	-	4,972	827	16.60%	500	6-9月	-
	肺がん	-	4,972	1,064	21.40%	40-65才以上:600 65才以上:0	9・10月	-
	子宮がん	-	3,141	379	12.10%	600	8・9月	-
	乳がん 超音波	-	-	116	-	700	8・9月	-
	マンモグラフィー	-	2,619	367	14.00%	700	8・9月	-
	前立腺がん	-	1,946	249	12.80%	500	6-9月	-
歯周病疾患	個別	-	400	45	11.30%	0	年間	-

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

・血液検査（γ-GTP、HbA1c、血糖、貧血、尿酸、クレアチニン・eGFR、アルブミン）、尿検査（潜血）を追加。／自己負担無し ※赤字は必須項目

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 神戸町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	-	-	-	-	-	-	-
がん検診	胃がん（40歳以上）	集団	12,225	715	5.8%	500	4-7月	×
	大腸がん（40歳以上）	集団	12,225	1,840	15.1%	0	8月	×
	肺がん（40歳以上）	集団	12,225	1,702	13.9%	300	8月	×
	子宮がん（20歳以上）	個別	8,174	487	6.0%	1,000	5-2月	×
	乳がん 超音波	集団	7,316	858	13.5%	1,000 (クーポン券対象者は0円)	4-6月	×
	マンモグラフィー	集団	112	13	11.6%	クーポン券対象者0	5-1月	×
	前立腺がん	個別	4,374	326	7.5%	500	7-11月	×
歯周病疾患	個別	-	1,113	167	15.0%	0	7-12月	×
その他(胃カメラ)	個別	-	12,225	138	1.0%	2,000	7-12月	×
その他(胃カメラ)	集団	-	12,225	20	0.2%	2,000	7月	×
その他(乳がん)	個別	50%	112	13	11.6%	クーポン券対象者0	5-1月	×
その他(女性の健診)	集団	-	1,886	100	5.3%	300	10月	×
その他(男性の健診)	集団	-	208	22	7.3%	300	10月	×

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

貧血及び心電図については、基準に該当しなくてもすべての方に実施

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 輪之内町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	-	1,384	578	41.8%	1,000円	7-10月	×
がん検診	胃がん	個・集	1,364	304	22.3%	600円	5月	×
	大腸がん	個・集	1,757	917	52.2%	0円	5月	×
	肺がん	個・集	1,397	614	44.0%	400円	9月	×
	子宮がん	個・集	1,272	194	15.3%	1,200円	5-2月	×
	乳がん	超音波	1,240	527	42.5%	1,000円	11・12月	×
	マンモグラフィー	個・集						×
	前立腺がん	個・集	562	222	39.5%	500円	7-10月	×
	歯周疾患	個・集	550	15	2.7%	700円	6-12月	×
その他（フレッシュ健診）	個・集	-	325	71	21.8%	500円 1,100円	7・8月	×
その他（胃がんリスク健診）	個・集	-	110	61	55.5%	600円	5月	×
その他（骨粗鬆症健診）	個・集	-	875	41	4.7%	300円	9月	×
その他（肺炎ウイルス健診）	個・集	-	762	124	16.3%	0円	7-10月	×

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

血液検査（尿酸、貧血、血小板、白血球）、心電図

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 安八町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個別	60%	2,245	1,145	51.0%	1,000円	7-10月	○
がん検診	胃がん	集団	9,067	659	7.3%	800円	9月	○
	大腸がん	集団	9,067	1,567	17.3%	無料	9-11月	○
	肺がん	集団	9,067	1,922	21.2%	無料 喀痰500円	5月	○
	子宮がん	個別	6,034	260	4.3%	1,700円	5-R2,2月	○
	乳がん	超音波	5,409	937	17.3%	800円	7-12月	○
	マンモグラフィー	集団	5,409	936	17.3%	800円	7-12月	○
	前立腺がん	個別	3,178	651	20.5%	500円	7-10月	○
	歯周疾患	個別	885	30	3.3%	700円	7-12月	○

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

クレアチニン、尿酸、尿潜血、白血球、血小板、貧血、心電図

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

対象:40～75歳未満の方で、年1回（前回から1年以上経過していること）
助成額:かかった費用の1/2で、最高限度額は15,000円

【 揖斐川町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個別	60%	-	2,061	46.7%	1,000	6-7月	○
がん検診	胃がん	集団	14,500	911	6.3%	800	4-12月	×
	大腸がん	集団	14,500	1,981	13.7%	0	4-12月	×
	肺がん	集団	14,500	279	1.9%	200	10,11月	×
	子宮がん	個・集	9,336	1,248	13.4%	800	4-2月	×
	乳がん	超音波	8,603	1,347	15.7%	600	4-2月	×
	マンモグラフィー	個・集	8,603	1,299	15.1%	1,200	4-2月	×
	前立腺がん	集団	5,393	648	12.0%	400	4-12月	×
	歯周病疾患	個別	12,009	164	1.4%	500	4-2月	×

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

尿酸、総コレステロール、クレアチニン、尿潜血

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（×）

【 大野町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診(検診)の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診 (40歳以上)	個別	45%	3,946	1,320	33.5%	1,000円	6-7月	○
がん検診	胃がん	集団	14,256	982	6.7%	800円	6-12月	○
	大腸がん	集団	14,256	1,877	13.2%	0円	5-12月	○
	肺がん	集団	7,677	312	4.1%	200円	7-8月	○
	子宮がん	個・集	9,536	426	4.5%	2,000円	5-2月	○
	乳がん 超音波	個・集	8,559	459	540.0%	500円	5-2月	○
	マンモグラフィー	個・集	8,559	519	6.1%	700円	5-2月	○
	前立腺がん	集団	5,091	696	13.7%	500円	5-12月	○
歯周疾患	個別	-	2,588	77	3.0%	500円	5-2月	○

③特定健診の追加項目(あるいは必須項目)はありますか (○)はい

・血液検査(必須)クレアニン(追加)尿酸、尿潜血検査) 集団特定検診は全員に心電図検査実施/自己負担 無、空腹時血糖

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。(○)

【 池田町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診(検診)の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診 (40歳以上)	-	-	-	-	-	1000円	7~9月	×
がん検診	胃がん	個別	14,547	749	5.1%	900円	10~2月	×
	大腸がん	個別	14,547	1,836	12.6%	500円	9~2月	×
	肺がん	個別	14,547	163	1.1%	300円(喀痰500円)	11月	×
	子宮がん	-	9,889	846	8.5%	800円	9~2月	×
	乳がん 超音波	個別	7,661	1,069	14.0%	600円	9~3月	×
	マンモグラフィー	個別	7,661	1,037	13.5%	500円	9~4月	×
	前立腺がん	個別	-	-	-	500円	10~1月	×
歯周疾患	集団	-	-	-	-	500円	6~2月	×

③特定健診の追加項目(あるいは必須項目)はありますか (○)はい

尿潜血、尿酸、クレアニン、総コレステロール、空腹時血糖

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。(○) 2019年度実績 39名

【 北方町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2019年度実績をご記入下さい

健診(検診)の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診 (40歳以上)	個・集	40%	2,615	960	36.7%	1,000	6/1-8/10	-
がん検診	胃がん	個・集	10,876	321	2.9%	800	10-11月 指定日	-
	大腸がん	個・集	10,876	800	7.4%	40-69歳:無料 65歳~:500	6/1-8/10	-
	肺がん	個・集	10,876	1,496	13.8%	40-64歳:300 65歳~:無料	4-5月 指定日	-
	子宮がん	個・集	7,899	739	9.4%	1,000	10-11月	-
	乳がん 超音波	個・集	998	-	-	500	10-12月 指定日	-
	マンモグラフィー	個・集	6,922	1,019	14.7%	1,000(1方向) 1,300(2方向)	-	-
	前立腺がん	個・集	3,644	178	4.9%	400	10-11月 指定日	-
歯周疾患	個・集	10.00%	1,008	64	6.3%	500	6月	-
その他()	個・集	7.00%	14,685	519	3.5%	1,000 心電図無:500	5月	-
その他()	個・集	-	5,856	148	2.5%	800	6/1-8/10	-

③特定健診の追加項目(あるいは必須項目)はありますか (○)はい

心電図検査、クレアニン、HbA1c、貧血検査、白血球数

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。(○)

【 坂祝町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類		実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）		個・集	60%	1,253	668	53.30%	0円	5ヶ月間	○
がん 検 診	胃がん	集団	10.0%	4,840	267	5.50%	1,000円	11日間	○
	大腸がん	集団	20.0%	4,840	792	16.40%	0円	11日間	○
	肺がん	集団	20.0%	4,840	712	14.70%	500円	11日間	○
	子宮がん	個・集	20.0%	3,286	236	7.20%	1,000円	5ヶ月間	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	個・集	20.0%	2,474	276	11.20%	1,000円	5ヶ月間	○
	前立腺がん	集団	20.0%	1,739	215	12.40%	500円	11日間	○
歯周疾患		個別	15.0%	1,206	78	6.50%	500円	10ヶ月間	○

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

尿酸 血清クレアチニン eGFR

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 富加町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類		実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（４０歳以上）		個・集	44%	952	402	42.20%	500円	6-12月	○
がん 検 診	胃がん	集団	15%	3,496	319	9.10%	500円	6・9月	○
	大腸がん	集団	18%	3,496	641	18.30%	0円	6・9月	○
	肺がん	集団	20%	3,496	800	22.90%	500円 65歳以上は0円	6・7・9月	○
	子宮がん	個・集	15%	2,464	291	11.80%	個別1,000円 集団500円	6-12月	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	個・集	17%	1,858	309	16.60%	500円	6-12月	○
	前立腺がん	集団	20%	1,273	254	20.00%	500円	6・9月	○
歯周疾患		個別	8.0%	769	25	3.30%	500円	4-12月	○
その他（ 骨粗鬆症 ）		集団	-	1,994	100	5.00%	0円	6・9月	○
その他（ 肝炎ウイルス ）		集団	-	1,135	141	12.40%	500円	6・9月	○

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

クレアチニン、eGFR、HbA1c、尿潜血、尿酸

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

国保税を完納している世帯が、医療機関での人間ドック健診料を3,000円以上支払った場合（健診項目が生活習慣病に関するもの）は、年1回に限り、健診に要した費用の2分の1（1,000円未満切捨）以内で15,000円を限度として助成する。ただし、受診から6か月以内に申請すること。

対象者：満35歳以上40歳未満の者で、健診結果を町に提出した者
申請に必要なもの：申請書、領収書、印鑑、被保険者証、振込先のわかるもの、健診結果表
注意：脳ドックに対する助成は実施なし

【 川辺町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類			実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）			-	-	-	-	-	-	-	-
がん 検 診	胃がん		集団	10%	5,019	410	8.7%	1000円	R元年 7月 8月 11月	○
	大腸がん		集団	20%	5,182	986	19.0%	40才～69才 無料 70才 500円	R元年 7月 8月 11月	○
	肺がん		集団	20%	4,877	793	16.3%	64才以上 無料 40～63才 500円	R元年 7月 8月 11月	○
	子宮がん		個・集	15%	3,763	399	10.6%	20才 無料 1000円	集:7,8,11月 個:7～12月	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー		個・集	20%	2,897	471	16.2%	40才 無料 1000円	集:7,8,11月 個:7～12月	○
	前立腺がん		集団	20%	1,982	310	15.6%	1000円	R元年 7月 8月 11月	○
歯周疾患			個別	10%	1,353	88	6.5%	500円	R元年 7月 8月 11月	○

・血液検査（貧血、尿酸、クレアチニン・eGFR）、尿検査（潜血）を追加。／自己負担 無し

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 七宗町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	60%	844	450	53.30%	500	11日間	×
がん検診	胃がん	集団	2,803	210	7.50%	1,000	11日間	×
	大腸がん	集団	2,803	593	21.20%	0	13日間	-
	肺がん	集団	2,803	516	18.40%	500	11日間	×
	子宮がん	個・集	1,748	119	14.70%	1,000	個6ヶ月 集2日間	×
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	個・集	1,520	161	20.40%	1,000	個6ヶ月 集2日間	×
	前立腺がん	集団	1,091	246	22.50%	500	11日間	×
歯周疾患	個別	8.00%	210	24	11.40%	500	8ヶ月	×

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（ ）はい

HbA1c, クレアチニン, 尿酸, 尿潜血, 心電図検査, 眼底検査, e-GFR

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（ - ）

【 八百津町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	41.5%	2,645	1,134	42.9%	500	8-2月	×
がん検診	胃がん	集団	7,630	396	5.2%	1,000	6-10月	×
	大腸がん	集団	7,630	1,193	15.6%	500	6-10月	×
	肺がん	集団	7,630	703	9.2%	500	6-10月	×
	子宮がん	個・集	4,870	358	7.4%	1,000	5-12月	×
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	個・集	4,057	413	10.2%	1,000	5-12月	×
	前立腺がん	集団	-	316	-	500	6-10月	×
歯周病疾患	個別	-	829	38	4.6%	500	5-2月	×

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（ ）はい

HbA1c, クレアチニン, 尿酸

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（ ）

【 白川町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）								
がん検診	胃がん							
	大腸がん							
	肺がん							
	子宮がん							
	乳がん	超音波						
	マンモグラフィー							
	前立腺がん							
歯周疾患								

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（ ）はい

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（ ）

【 東白川村 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	-	464	228	49.10%	500円	8-3月	○
がん検診	胃がん	集団	1,618	77	4.80%	1,000円	10月	○
	大腸がん	集団	1,618	239	14.80%	500円	10月	○
	肺がん	集団	1,618	78	4.80%	500円	10月	○
	子宮がん	集団	1,015	73	7.20%	1,000円	10月	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	-
	マンモグラフィー	集団	886	112	12.60%	1,000円	8・10月	○
	前立腺がん	集団	732	57	7.80%	500円	8・10月	○
歯周疾患		個別	271	4	1.50%	500円	通年	○

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

・血液検査（尿酸、クレアニン・eGFR、アルブミン）、尿検査（潜血）を追加。／自己負担 無し

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 御嵩町 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）	個・集	40.0%	3,027	1,335	44.10%	500円	7-10月	○
がん検診	胃がん	集団	11,577	929	8.02%	1,000円	7-10月	○
	大腸がん	集団	11,577	1,947	16.82%	500円	7-10月	○
	肺がん	集団	11,577	663	5.73%	700円	7-10月	○
	子宮がん	個別	7,724	522	6.76%	1,000円	7-12月	○
	乳がん	超音波	-	-	-	-	-	○
	マンモグラフィー	個・集	5,992	626	10.45%	40代:1,800円 50代以上:1,500円	個別:7-12月 集団:7月	○
	前立腺がん	集団	4,176	429	10.27%	700円	7-10月	○
歯周疾患		個別	2,439	69	2.83%	500円	4-2月	○
その他（肝炎ウイルス検診）		集団	-	267	-	1,000円	7-10月	○

③特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（○）はい

・血液検査（HbA1c、尿酸、クレアニン・総コレ・貧血）、尿潜血・尿中塩分、心電図／自己負担 無し ・眼底検査：自己負担（個別）450円（集団）350円

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（○）

【 白川村 】

①受診目標・受診率・自己負担・実施期間などについて

※2018年度実績をご記入下さい

健診（検診）の種類	実施方法	受診目標率	対象者数	受診者数	受診率	自己負担	実施期間	生保減免
特定健診（40歳以上）								
がん検診	胃がん							
	大腸がん							
	肺がん							
	65歳以上はX線検査無料							
	子宮がん							
	乳がん	超音波						
	マンモグラフィー							
前立腺がん								
歯周疾患								
胃がんリスク								
肝炎ウイルス								

④特定健診の追加項目（あるいは必須項目）はありますか（ ）はい

⑤人間ドックの助成制度はありますか。ある場合は具体的にご記入下さい。（ ）

8. 健診事業について

⑥任意予防接種の独自接種について

市町村名		成人肺炎球菌	①おたふくかぜ	②インフルエンザ	③ロタウイルス	④風疹ワクチン	ワクチン再接種	⑤小児がん患者	⑥人間ドック助成
1	岐南町			○		○			
2	笠松町			○					
3	養老町	-	-	-	-	-	-	-	-
4	垂井町					○			
5	関ヶ原町			○		○			○
6	神戸町		○	○		○			
7	輪之内町	○	○	○	○	○			○
8	安八町		○	○					
9	揖斐川町	○	○			○			○
10	大野町		○						
11	池田町	-	○	-	-	-	-	-	-
12	北方町					○			○
13	坂祝町		○						
14	富加町			○		○			
15	川辺町	-	-	-	-	-	-	-	-
16	七宗町								
17	八百津町								
18	白川町			○					
19	東白川村		○	○					
20	御嵩町		○	○					○
21	白川村			○					
計		2	7	11	1	8	0		5

⑥任意予防接種の助成について（市単独助成）

市町村名		接種種類	助成開始日	対象	助成額
1	岐阜市	インフルエンザ	10月1日-12月31日	60～64歳／1歳～中学3年生	1回1,000円(2回まで) 3680円
		麻疹風しん		・岐阜市に住民票がある方 ・岐阜市風しん抗体検査事業の抗体検査を受け、風しんの抗体価が十分でない(HI法16倍以下)と判定された方 ・(妊娠を希望している女性・その夫・同居者、風しん抗体価が低い妊婦と〃) ・ワクチン接種した方	【風しん】 9月まで6290円 10月～ 6410円 【MR】 9月まで9790円 10月～ 9970円
5	関ヶ原町	インフルエンザ		生後6ヶ月～高校3年生	2,000円／回
6	神戸町	① おたふくかぜ	① H24.4	① 1～6歳未満	① 上限3,000円
		② インフルエンザ	② H25.4	② 1歳～中学3年生相当年齢	② 上限2,000円
		③ 風疹	③ H25.7	③ 妊娠を希望・予定している女性、及びその夫、妊娠している女性と同一世帯の方	③ 5,000円
7	輪之内町	成人用肺炎球菌	H22年度より	65歳以上(定期対象者・接種者は除く)	4,000円/回、1人1回まで
		みずぼうそうワクチン			
		おたふくかぜワクチン	H22年度より	1歳～未就学児	3,000円/回、1人1回まで
		インフルエンザ	H24年度より	1歳～中学3年生	2,200円/回、1人1回まで
		風疹ワクチン	H25年7月1日より	風しんの抗体価が十分でない(HI法16倍以下)と判定された方 ① 妊娠を希望・予定している女性とその夫	上限6,500円
		その他(定期予防接種※BCGは対象外)	R2年度	小児がん治療で骨髄移植手術などを受けた20歳未満の方	小児がん治療で骨髄移植手術などを受けた影響により、定期予防接種ワクチンの抗体が失われた子どもへの再接種費用を助成
		その他(ロタウイルス)	H26年度より	生後6週～32週(令和2年7月31日生迄の子)	7,000円/回、1人2回まで
その他(B型肝炎)	H26年度より	平成28年3月以前生まれの未就学児	2,500円/回、1人3回まで		
8	安八町	小児がん患者ワクチン再接種費用助成事業	R2.4.1～	骨髄移植手術その他の理由による定期予防接種の再接種が必要な20歳未満の人	実施に要した費用又は町設定単価のいずれか少ないほうの額(ワクチンにより年齢制限あり)
9	揖斐川町	① 成人用肺炎球菌	① H22.7.1	① 65歳以上の定期接種対象者以外で接種費用の助成を町で受けたことがない者 ② 1歳以上小学校就学前 ③ 1.妊娠を希望する女性 2.妊娠を希望する女性の夫または同居家族 3.風疹抗体が低い妊婦の夫または同居家族	①3,000円
		② おたふくかぜ	② H22.7.1		②3,000円
		③ 風疹ワクチン	③ H25.6.10		③全額
12	北方町	風疹・MR	平成31.4.1	①妊娠を希望女性 ②その夫または同居者 ③抗体価が低い妊婦の夫または同居者 ①②③のうち抗体検査で抗体価が低い方(未罹患、未接種者に限る)	風しん6,413円 MR 9,977円
13	坂祝町	おたふくかぜ	H22 9月	1～5才未満	3,000円
19	東白川村	インフルエンザ	H23.10.1～	1歳～中学3年生	全額助成

9. 生活保護について

- ①生活保護受給者数
 ②受給者の内65歳以上の高齢者数
 ③受給者数の内18歳未満の人数
 ④身体・精神手帳所持数

() 世帯・ () 人
 () 人
 () 人

市町村	受給世帯	受給者数	②65歳以上受給者数		③18歳未満受給者数		18歳未満の居る世帯	④身体・精神障手帳	所持者に占める割合
			人数	割合	人数	割合			
1 岐南町	126	139	99	71.22%	3	2.16%	3	未把握	-
2 笠松町									
3 養老町	315	382	192	50.26%	33	8.64%	16	116	2.33%
4 垂井町			町は実施主体ではないので回答は困難						
5 関ヶ原町	20	16	12	75.00%	0	0.00%	0	10	-
6 神戸町	27	32	15	46.88%	0	0.00%	0	12	-
7 輪之内町	11	12	10	83.33%	0	0.00%	0	1	-
8 安八町	21	26	17	65.38%	2	7.69%	1	2	-
9 揖斐川町	30	34	24	70.59%	0	0.00%	0	10	-
10 大野町	29	32	25	78.13%	0	0.00%	0	13	-
11 池田町	34	37	23	62.16%	1	2.70%	1	6	1.35%
12 北方町	100	133	62	46.62%	24	18.05%	19	40	-
13 坂祝町	13	15	7	46.67%	2	13.33%	2	2	-
14 富加町	6	8	2	25.00%	1	12.50%	1	3	-
15 川辺町	18	26	12	46.15%	0	0.00%	0	-	-
16 七宗町	5	5	5	100.00%	0	0.00%	-	1	-
17 八百津町	5	5	2	40.00%	0	0.00%	0	3	-
18 白川町									
19 東白川村	3	3	1	33.33%	0	0.00%	0	-	-
20 御嵩町	27	31	16	51.61%	0	0.00%	0	6	-
21 白川村									
	790	936	524	55.98%	66		43	225	

2020. 4. 1現在

9. 生活保護について

⑤生活保護申請件数と保護件数 : 2019年度相談件数、申請件数、却下件数、取り下げ件数、保護開始件数

	市町村	⑤生活保護申請・保護件数											
		相談件数			申請件数			内却下数			内取下数		
		総数	外国人	40歳未満	総数	外国人	40歳未満	総数	外国人	40歳未満	総数	外国人	40歳未満
1	岐南町	54	0	2	22	0	2	0	0	0	1	0	0
2	笠松町												
3	養老町	106			44			3			4		
4	垂井町												
町は実施主体ではないので回答は困難													
5	関ヶ原町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
6	神戸町	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	輪之内町	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
8	安八町	-	-	-	1	1	2	0	0	0	0	1	1
9	揖斐川町	-	-	-	6	0	0	0	0	0	0	6	0
10	大野町	5	0	0	3	-	-	0	-	-	0	3	0
11	池田町	10	2	-	6	2	-	1	0	-	0	5	0
12	北方町	24	3	1	18	-	-	-	-	-	-	18	0
13	坂祝町	-	-	-	2	0	2	0	0	0	0	2	0
14	富加町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	川辺町	-	-	-	2	0	0	-	-	-	-	2	-
16	七宗町	3	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
17	八百津町	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
18	白川町												
19	東白川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	御嵩町	10	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	3
21	白川村												
		224	5	3	111	3	6	4	0	0	6	0	102
													1

9. 生活保護について

⑥生活保護担当職員について。

・ 正規職員（平均在任年月） ・ 任期付短時間職員 ・ 嘱託職員 ・ 有資格者

⑦一職員あたりの担当件数

⑧受給開始時に「通院交通費支給」について説明と申請動機

市町村	⑥生活保護担当職員について					⑦担当件数		⑧受給開始以降の通院交通費支給について説明・申請動機	
	正規	平均在任年数	任期短時	嘱託	資格者	2020	2019	有無	中身・理由
1 岐南町	1	1	-	-	0	県の業務	80	×	県福祉事務所が行っている。
2 笠松町							60		
3 養老町	1	3年	-	-	-	-	137	×	-
4 垂井町	町は実施主体ではないので回答は困難					-	64	-	町は実施主体ではないので回答は困難
5 関ヶ原町	1	0.5	-	-	-		49		-
6 神戸町	1	1.5	0	0	0	-	59.7	×	-
7 輪之内町	1	-	0	0	0	11	19	×	生活保護事務は町村の場合県がその事務を担当しているため
8 安八町	1	3年6ヶ月	-	-	-	26	41	×	町役場は県事務所が生活保護を決定するため
9 揖斐川町	1	1	-	-	1	30	73	×	福祉事務所は揖斐県事務所内に設置されており、ケースワークの業務は、基本的に福祉事務所において行われている。
10 大野町	1	3年	0	0	0	31	43	×	当町に福祉事務所がなく、移送の給付の必要性については医療扶助給付とは別の観点から福祉事務所が判断する事項があるため
11 池田町	1	1年4ヶ月	0	0	0	33	66	×	通院交通費が生活費に大きく影響する方には、通院交通費を支給している。全受給者に対して説明・申請の勧奨までは行っていない。
12 北方町	1	2	-	-	1	100	62	×	支給等の扶助に関する説明は生活保護開始時に一括で説明し、その後は被保護者の状況に応じて適宜対応を行うため勧奨としてはいない。
13 坂祝町	1	0	-	-	0	12	79	○	-
14 富加町	1	0年0ヶ月	0	0	0	6	80	×	生活保護関係の管轄が岐阜県のため、当町では説明していない。
15 川辺町	1	0.6	-	-	1	-	40	○	タクシー代を償還払い
16 七宗町	1	3年	0	0	0	5	42	×	-
17 八百津町	1	2年8ヶ月	0	0	0	5	32	×	可成県事務所福祉課の生活保護担当者より説明を行うため
18 白川町							12		
19 東白川村	1	0	0	0	0	3	44	×	外出支援サービス(村単)の利用が可能のため
20 御嵩町	1	2	0	0	0	31	30	×	県(福祉事務所)が説明している。
21 白川村							43		
	17		0	0	3	24	55	2	

※川辺町:生活保護については、県事務所が担当となるため、分かる範囲での記述となります。

⑨法外援護実施内容						
市町村	下水 道基 本料	ゴミ袋交付	賃貸 火災 保険	就学旅行支 度金	その他	
1 岐南町	-	-	-	-	-	
2 笠松町						
3 養老町	-	-	-	-	-	
4 垂井町	町は実施主体ではないので回答は困難					
5 関ヶ原町		○			-	
6 神戸町	-	-	-	-	-	
7 輪之内町	-	-	-	-	なし	
8 安八町	-	-	-	-	-	
9 揖斐川町	-	-	-	-	-	
10 大野町	-	-	-	-	-	
11 池田町	-	-	-	-	-	
12 北方町					エアコン購入費、灯油代等、住民票等の発行手数料、粗大ごみの発行手数料	
13 坂祝町	-	-	-	-	-	
14 富加町	-	-	-	-	-	
15 川辺町	-	-	-	-	-	
16 七宗町	x	x	x	x	-	
17 八百津町	-	-	-	-	-	
18 白川町						
19 東白川村	なし					
20 御嵩町					生活保護決定後、1回目の振込までの生活費 酷暑、厳寒時の電力停止の解消(停止原因未納分のみの貸付)	
21 白川村						
	0	1	0	0		

10. 生活困窮者自立支援法事業の進捗状況

- 1) 自立相談支援事業について
- 2) 法定事業等
- 3) 2018年度1年間で自立につながったケース

市町村	1) 自立相談支援事業について				2) 法定事業等						3) 自立につながったケース		
	新規相談 者受付	フロンティア 成件数	就労支援 対象者数	就労者数	就労支 援利用 者累計	一時生活 支援利用 者数	家計相談 支援利用 者数	こども学 習支援利 用者数	住宅確保給付 件数	金額	自立件 数	自立後再 利用	再相談後 生保移行
1 岐南町													
2 笠松町													
3 養老町													
4 垂井町													
5 関ヶ原町	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
6 神戸町	7	11	4	2	2	0	3	0	-	-	5	2	0
7 輪之内町	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 安八町	7	5	5	5	0	0	0	0	0	0	4	0	0
9 揖斐川町	12	19	6	3	2	0	6	0	0	0	3	3	-
10 大野町	0	11	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 池田町	7	16	0	1	10	0	3	0	0	0	1	1	0
12 北方町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 坂祝町	259	7	7	7	-	-	-	-	-	-	3	0	0
14 富加町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 川辺町	4	4	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 七宗町	0	4	3	4	3	0	3	0	0	0	0	0	0
17 八百津町	1	6	3	2	0	0	3	0	0	0	3	0	0
18 白川町													
19 東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 御嵩町	8	8	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 白川村													
計	309	93	40	30	17	0	18	0	0	0	20	6	0

※本県市就労支援対象者・就労者数はフロンティアの件数。

※土岐市就労支援事業利用者累計：12名94回

10. 生活困窮者自立支援法事業の進捗状況

1) 自立相談支援事業 イ) 相談内容の特徴

	市町村	1) 自立相談支援事業について	
		イ) 相談内容の特徴	
1	岐南町	-	
2	笠松町		
3	養老町	・失業などにより地域から社会的に孤立している方の生活相談。 ・セルフネグレクトとなっている方の生活相談。	
4	垂井町	※町は実施主体ではないので回答は困難	
5	関ヶ原町	-	
6	神戸町	-	
7	輪之内町	職場での人間関係	
8	安八町	コミュニケーションが苦手な仕事が続かないケースが多い	
9	揖斐川町	収入を得たい、債務を減らしたい、との相談が中心だが、知的障がいや発達障がい又は、その疑いのある方からの相談が多い。	
10	大野町	経済的な困窮だけでなく病気や障がいなど多岐にわたる複雑な問題を抱える	
11	池田町	他の支援機関（福祉・教育）からの相談が非常に増えている。又、引きこもりや不登校などの相談も多く、経済的な困窮以外での相談も増えてきた。相談者の抱える問題が複雑で多様化してきている傾向にある。	
12	北方町	-	
13	坂祝町	-	
14	富加町	-	
15	川辺町	就労、年金内での生活について	
16	七宗町	-	
17	八百津町	-	
18	白川町	長い間就労していない・ひきこもり・多重債務者	
19	東白川村	-	
20	御嵩町	病気等による失職により生活不能となるケースが多い。	
21	白川村	①家族関係の問題②「うつ、不眠、依存、適応障害」③経済的困窮についての相談が多い。	

10. 生活困窮者自立支援法事業の進捗状況について

4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、食糧や食事の確保が困難になったケースが全国で発生
ア) 食事・食糧確保が困難になったなど相談はありましたか イ) 困窮者に食糧や食事を提供する団体や組織

	市町村	ア) 食糧・食事確保相談		イ) 食糧・食事提供団体・仕組み	
		相談有無	件数	有無	具体的な中身
	1 岐南町	-	-	-	-
	2 笠松町				
	3 養老町				
	4 垂井町	-	-	-	町は実施主体ではないので回答は困難
	5 関ヶ原町	×	-	×	-
	6 神戸町	○	8	×	
	7 輪之内町	×	-	○	岐阜県社会福祉協議会
	8 安八町	×	-	○	県社協に委託している
	9 揖斐川町	○	7	○	名古屋セカンドハーベストとの連携
	10 大野町	○	1	×	
	11 池田町	○	4	○	名古屋セカンドハーベストとの提携
	12 北方町	-	-	-	-
	13 坂祝町	○	20	-	-
	14 富加町	-	-	-	-
	15 川辺町	-	-	-	-
	16 七宗町				
	17 八百津町	○	11	○	八百津町社会福祉協議会のフードバンク事業 法人に呼びかけ、食料の寄付を行っており、貯蓄した食料を生活困窮者に渡している。
	18 白川町				
	19 東白川村	×	-	-	-
	20 御嵩町	○	5	○	町の保存食料の提供／県社協の食糧支援、コストコのパン等
	21 白川村				
	計	7	56	6	

岐阜県社会保障推進協議会 事務局

〒501-3113

岐阜市北山 1-13-18 すこやか透析センター2F

岐阜民医連事務所内

代表 (058) 244-3551

FAX (058) 241-8377

E-mail komura@gifu-min.gr.jp